

世田谷区第3期
文化・芸術振興計画
(素案)

世田谷区

平成29年8月現在

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 第3期文化・芸術振興計画策定の趣旨	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 第3期計画の検討体制	3
(4) 計画の期間	4
2 文化・芸術を取り巻く状況	5
(1) 文化・芸術を取り巻く社会状況	5
(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて	6
(3) 国・東京都の動向	7
(4) 世田谷区の動向	9
3 第2期文化・芸術振興計画の評価・検証	12
(1) 施策目標の取組み状況	12
(2) 世田谷区文化・芸術懇話会による評価・検証	17
(3) 世田谷区における現状と課題	20
第2章 計画の基本的考え方	24
1 基本理念	24
2 将来像(目指すべき姿)	25
3 第3期計画策定にあたっての視点	26
誰もが身近に感じられる文化・芸術活動の推進	26
文化・芸術で次の時代を担う人材の育成	26
誰もが参画・協働できる文化・芸術環境の整備	26
地域の文化的資源や伝統文化の保存・継承	27
第3章 施策目標及び重点政策	28
1 施策目標	28
2 重点政策	29
重点政策1 次の時代を担う世代の文化・芸術振興	29
重点政策2 文化・芸術の力を区民生活へ活かす	29
重点政策3 文化的資源の保全と伝統文化等の継承	30

重点政策 4 東京 2020 大会を契機とした世田谷の文化・芸術の取組み	30
第 4 章 計画の内容	31
1 計画の体系	31
2 具体的な取組	34
1 発信 する	34
2 親しむ	36
3 支える	39
4 育む	42
5 活かし・つなぐ	44
3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う区の文化・芸術振興の取組み	48
第 5 章 計画推進の方策	49
1 成果指標	49
2 庁内連携による推進	49
3 公益財団法人せたがや文化財団との連携・協働による推進	50
4 産官民学（世田谷区・民間施設及び機関・NPO 法人等、大学）の取組み及び連携・役割分 担	51
文化芸術基本法	71
世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例	80
資料編	
1 世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱	54
2 世田谷区第 3 期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿	55
3 世田谷区第 3 期文化・芸術懇話会名簿	55
4 世田谷区区民意識調査（平成 29 年 5 月実施）「文化活動について」	66
5 区政モニターアンケート（平成 28 年 11 月実施）世田谷区の文化・芸術振興施策について」	62
6 文化芸術基本法	71
7 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例	80

第1章 計画の策定にあたって

1 第3期文化・芸術振興計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

世田谷区は、区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、平成25年度から概ね20年間の公共的指針 - 公のものとして皆で共有する目標として世田谷区基本構想を平成25年9月に策定しました。この基本構想の理念を実現するために、平成26年度から10年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を示す基本計画を策定し、平成26年4月から取り組んでいます。基本計画では、基本構想の9つのビジョンのうちの一つである「文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」というビジョンの実現に向け、「世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり」を重点政策に掲げ、「暮らし・コミュニティ」の分野別政策において「文化・芸術の推進」として施策の方向性を定めています。

また、改正前の文化芸術振興基本法第4条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。世田谷区では、この規定に基づき、平成18年3月に「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を制定しました。この条例に基づく計画として、「世田谷区文化・芸術振興計画」を策定し、文化・芸術振興の施策を推進してきました。

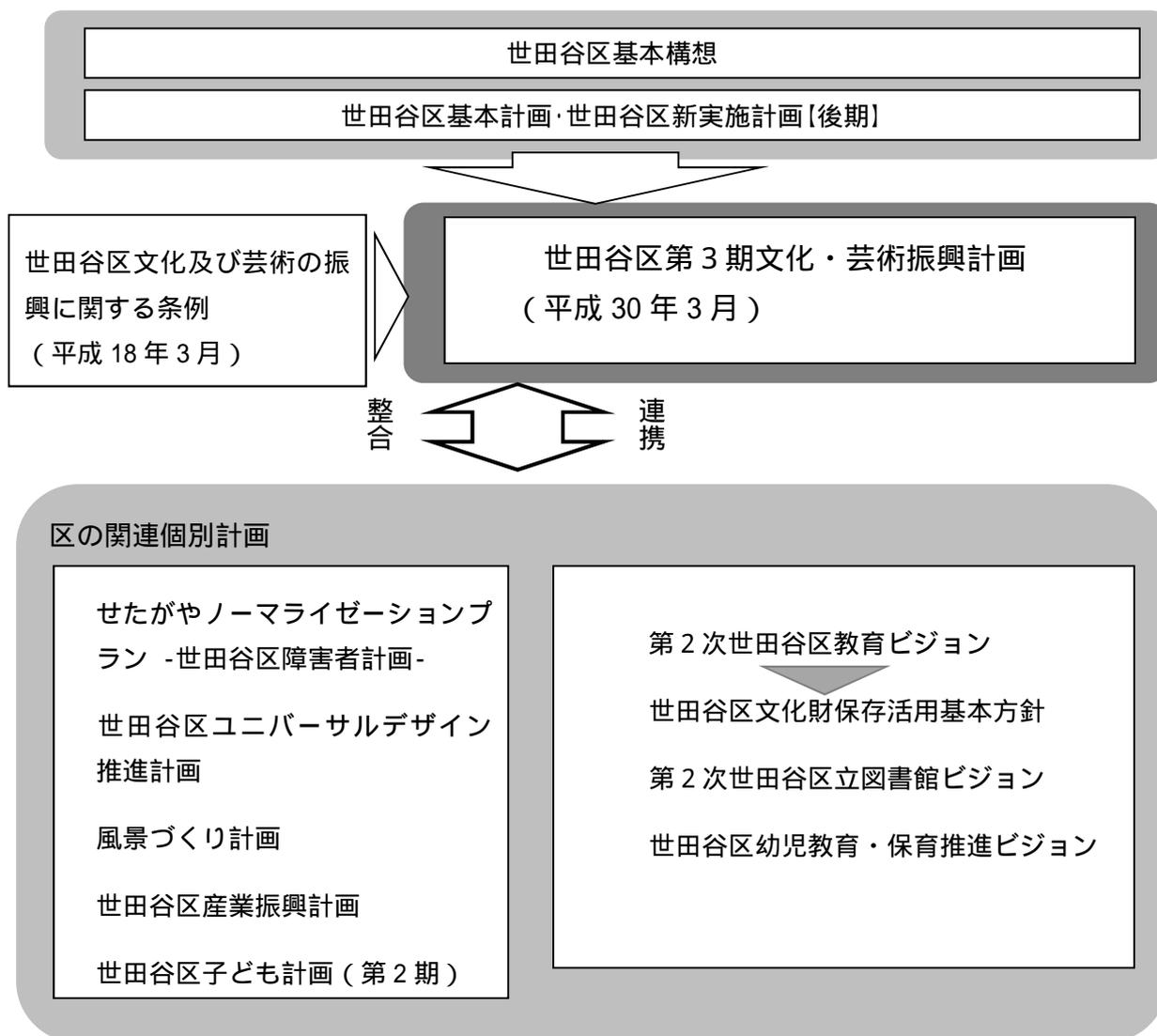
「世田谷区第2期文化・芸術振興計画（以下「第2期計画」という。）は平成29年度に最終年度を迎えることから、基本計画等の上位計画や国の第4次基本方針である『文化芸術の振興に関する基本的な方針 - 文化芸術資源で未来をつくる - （第4次基本方針）」（平成27年5月22日閣議決定）（以下、「第4次基本方針」という。）』、改正文化芸術振興基本法の趣旨を踏まえ、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）を控え、社会情勢の変化にも対応すべく、平成30年度から4年間の計画となる「世田谷区第3期文化・芸術振興計画（以下「第3期計画」という。）」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術振興基本法を改めた「文化芸術基本法」及び「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に基づく計画です。

本計画上の文化・芸術とは、「文化芸術基本法」に規定している、美術、デザイン、文学、音楽、演劇、舞踊、映画・漫画・アニメ等のメディア芸術、能・狂言といった伝統芸能、落語・講談といった芸能等の文化芸術、茶道・華道・書道等の生活文化、囲碁・将棋等の国民娯楽、文化財や史跡等の歴史的遺産、伝統工芸、民俗芸能・年中行事等の地域の伝統的文化、さらには、景観・風景・街並み等の文化的な環境、生活様式等、人間の生活とその精神活動に関わることとします。

また、区の上位計画である「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」、「第2次世田谷区教育ビジョン」や「2020年に向けた世田谷区の取組み～東京2020大会後を見据えて～」などの関連計画との連携・整合性を図っていきます。

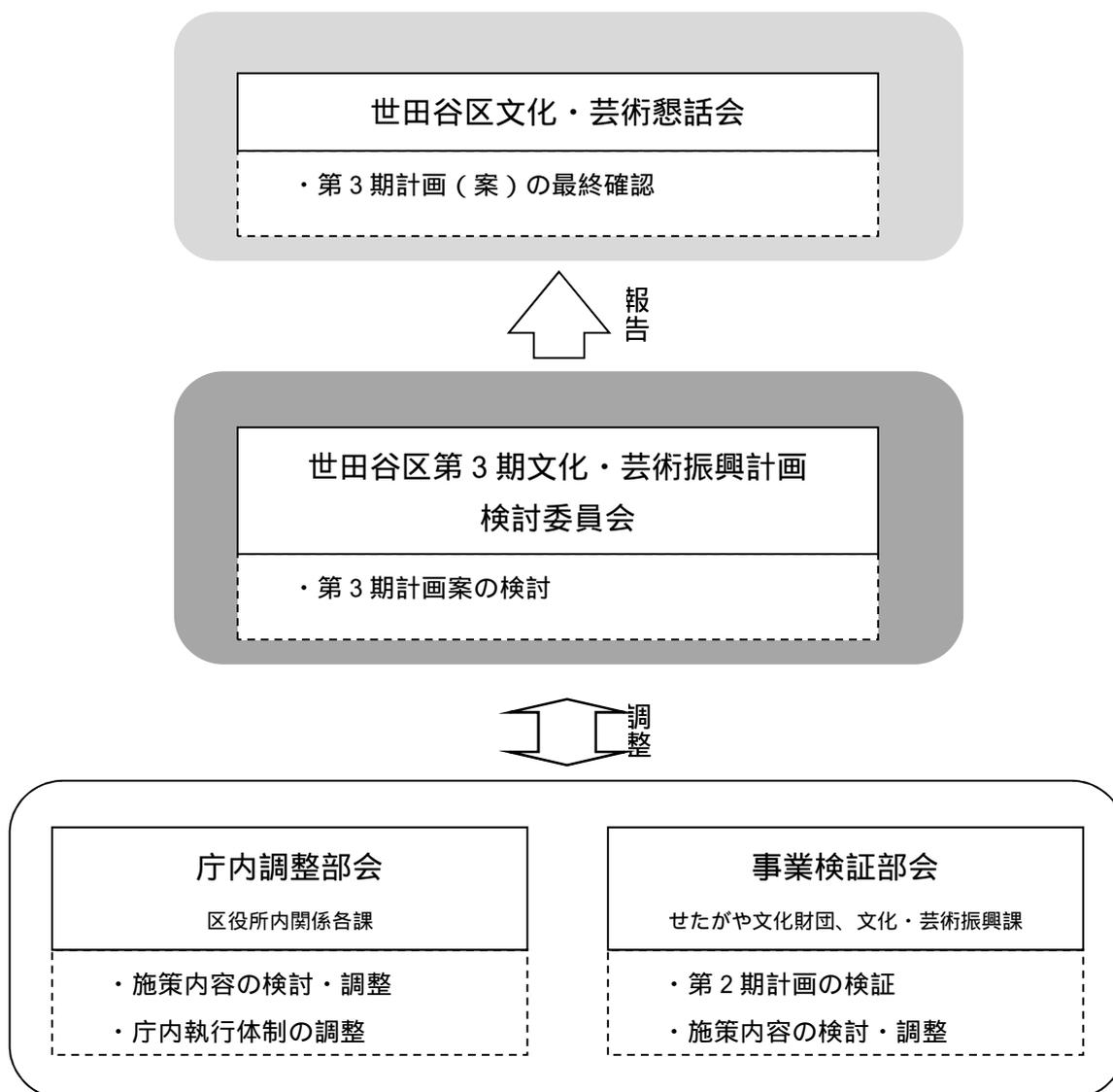


(3) 第3期計画の検討体制

区は、平成28年度に、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館、世田谷文学館の各館長や学識経験者等による世田谷区文化・芸術懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、第2期計画の評価・検証や第3期計画策定に向けた考え方などについて意見交換を行い、第3期計画策定に向けた提言をいただきました。

平成29年度には、この懇話会の提言も踏まえ、学識経験者や美術・文学・演劇・音楽、また、伝統文化などそれぞれの立場や区民公募の委員による世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会（以下「第3期計画検討委員会」という。）を設け、具体的な事業を検討する2つの部会を組織し、第3期計画を検討してきました。

（懇話会や検討委員会の委員は、資料編55ページ参照）



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 33 年度までの 4 年間とします。

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	
基本構想	(平成 6 年策定 平成 26 年で 20 年経過)							20 年間の公共的指針								
基本計画	10 年計画(平成 17 ~ 26 年)							10 年計画(平成 26 ~ 35 年)								
実施計画	4 年計画				2 年計画			4 年計画				4 年計画				
文化・芸術 振興計画	振興計画 3 年計画			調整計画 2 年計画		調整計画 2 年計画		第 2 期振興計画				第 3 期振興計画				
その他													東京 2020 大会			

2 文化・芸術を取り巻く状況

(1)文化・芸術を取り巻く社会状況

全国で人口減少が進むなか、東京圏を中心に都市部に人口が集中しています。また、年少人口が減少し、高齢者人口が増加しています。その中で、年少人口、高齢者人口を支える生産者年齢人口は若干の増加にとどまっている状況です。一方、世田谷区では、年少人口や高齢者人口は全国平均よりも若干低く、生産者年齢人口が全国平均を上回っています。また、核家族世帯の割合は、昭和 60 年から減少を続け、単身世帯は増加を続けており、近年では、核家族世帯を上回る最も多い世帯となっていることから地域コミュニティの希薄化が指摘されています。また、景気が回復傾向であると言われていた一方で、各個人までその実感が得られていない状況が続いています。

そのような状況のなか、外国人の日本への来訪者が増えており、来訪者が日本の原風景や着物、和食、アニメや漫画などの日本の文化に触れ、体験していることにより、日本の文化や伝統などが脚光を浴びています。さらに、インターネットやスマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の急速な普及により、誰もが情報を発信し広めることができ、区内外、国内外を問わず、様々な情報を短時間かつ広範囲に享受することが、今まで以上に可能となってきています。

国の第 4 次基本方針のなかで、文化芸術振興の意義について、次のように述べています。

『文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

第一として、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。第二として、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するものであると言える。第三として、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであると言える。第四として、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであると言える。第五として、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであると言える。』

国の文化審議会は、この基本的な方針に基づき、平成 28 年 11 月に、『文化芸術立国の実現を加速する文化政策』を答申し、また、文化芸術に関する施策の一層の推進を図る観点から、基本理念の整理などを柱とする『文化芸術振興基本法』の改正を行い、法律名も「文化芸術基本法」に改められました。

(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて

オリンピック憲章では、「オリンピズムは、人生哲学であり、肉体と意思と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化と教育と融合させることで、オリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、社会的責任、普遍・基本的・倫理的諸原則の尊重に基づいた生き方の創造である」とし、また、「オリンピック競技大会組織委員会は、短くともオリンピック村の開村期間、複数の文化イベントのプログラムを計画しなければならない。」と定めています。

国は、オリンピック憲章に基づき、第 4 次基本方針のなかで、東京 2020 大会は、わが国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会と捉えています。また、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国実施する。リオデジャネイロ 2016 大会（2016 年）の終了後に、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組みを行い、文化プログラム実施に向けた機運の醸成を図ることとしています。

また、『2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための運営方針 2015』のなかで、「大会はスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもある。日本には、伝統的な芸術から現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、さらには、木材、石材、畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化がある。文化プログラムの推進も含め、こうした多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成し、東京におけるショーウィンドウ機能を活用しつつ、日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる」としています。

(3) 国・東京都の動向

平成 13 年に「文化芸術振興基本法」が制定、施行されました。同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、国は、文化芸術の振興に関する基本的な方針となる基本方針を 4 度、策定してきました。第 4 次基本方針は、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、第 3 次基本方針を見直し、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間を見通した方針を示したものとなっています。

この第 4 次基本方針では、『我が国が目指す「文化芸術立国」の姿』を次のように示しています。

子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。

全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020 年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。

日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。

2020 年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

また、文化庁の機能強化・移転や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの枠組みの形成など、第 4 次基本方針策定後の状況の変化や進展を踏まえて、「今後、文化政策をどのように機能強化すべきか」を軸に、集中的に審議を行い、平成 28 年 11 月に、『文化芸術立国の実現を加速する文化政策』として答申を行っています。

この答申に基づき、国では、新たな文化政策の二ーズを踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念の見直し等が行われ、平成 29 年 6 月、文化芸術振興基本法を改正し、法律名が文化芸術基本法に改められました。文化芸術基本法の基本理念では、新たに、文化芸術に関する施策の推進にあたって、「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、参加できるなどのようにする

乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術を鑑賞し、参加できるなどのようにするよう配慮されなければならない 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない等の規定が追加されました。

東京都では、昭和 58 年 10 月に「東京都文化振興条例」が制定され、平成 12 年 12 月に「当面の東京都文化政策手法の転換と取組」が策定されました。その後、平成 13 年 12 月の「文化芸術振興基本法」の制定や平成 15 年 9 月の「地方自治法」の一部改正（公の施設への指定管理者制度の導入）等を受け、平成 18 年 5 月に「東京都文化振興指針」が策定されました。本指針の策定の目的である「創造的な文化を生み出す都市・東京」の実現を目指して、様々な文化振興施策が展開されてきました。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、東京の芸術文化の魅力の世界に発信していく『東京文化ビジョン』を平成 27 年 3 月に策定しました。

『東京文化ビジョン』は、東京都の芸術文化振興における基本指針で、

「伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信」

「多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化」

「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築」

「新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供」

「都市外交を機軸に、芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める」

「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用」

「先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出」

「東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し、史上最高の文化プログラムを実現」

の 8 つの文化戦略と、ビジョンを実現する 10 の主要プロジェクトを示しています。

(4)世田谷区の動向

文化施設等を核とした文化・芸術事業の展開

昭和50年代前半、地域の文化・芸術にふれる機会や場を求める区民の声の高まりを受け、区は文化の拠点として美術館整備の検討に入り、昭和61年3月、都立砧公園内に、「世田谷美術館」を開設し、美術館を運営するために、財団法人世田谷区美術振興財団を設立しました。その後、世田谷ゆかりの作家やその遺族からの寄贈により、平成5年7月に「向井潤吉アトリエ館」、平成15年11月に「宮本三郎記念美術館」、平成16年4月に「清川泰次記念ギャラリー」を「世田谷美術館」の分館として開設しました。現在、アンリ・ルソーや北大路魯山人、世田谷ゆかりの作家・画家の作品などを収蔵し、恵まれた自然環境を活かした、“芸術とは何か”というテーマのもと、芸術としての出会いの場として鑑賞する機会を提供したり、展覧会の企画・開催、教育普及活動、区民の文化活動の発表の場として活用されています。

昭和61年には、世田谷文化会議において、明治期以来数多くの文学者が世田谷に居を構え、世田谷に縁の深い文学者の文学遺産が多く残されている背景もあり、文学館整備の検討が進められてきました。その結果、平成7年4月に、東京23区では最初の地域総合文学館として、「世田谷文学館」が開設し、財団法人世田谷区美術振興財団が運営を担ってきました。現在では、徳富蘆花、萩原朔太郎、横溝正史等をはじめとした、世田谷にゆかりのある作家の原稿や資料などを収蔵し、世田谷の文学遺産を次代に承継するとともに、身近な文学者や世田谷の風土を学び、知る場として、映画、音楽、演劇、朗読、創作活動など、ジャンルを超えた幅広い活動を行う文学館をめざし、展覧会の開催や様々な教育普及活動などの事業を展開しています。

平成9年4月に、区は、さらに区民の文化・芸術活動の支援など区民の文化向上に寄与するために、創造的な文化施設として、三軒茶屋に整備した再開発ビルであるキャロットタワー内に、「世田谷文化生活情報センター」を開設しました。「世田谷文化生活情報センター」は、“暮らしをデザインする”をコンセプトに、新しいライフスタイルを提案する「生活工房」と、演劇やダンスを中心とする公演のほか、自由な創作や参加体験活動を身近に体験できる「世田谷パブリックシアター」、「シアター ترام」の2つの劇場で構成し、世田谷文化生活情報センターを運営するために、平成8年11月に、財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を設立しました。現在、新しい視点で生活をデザインする企画や展示、区民に国内外の質の高い演劇などの提供や、また、演劇活動に区民が参加するなど、公共劇場として様々な活動を展開しています。

平成 19 年 4 月に、区民をはじめとする多くの人に身近に音楽に親しんでいただくことを目的に、「音楽事業部」を発足し、平成 22 年 4 月から、世田谷文化生
活情報センターの事業として、世田谷ゆかりの作詞家や作曲家、演奏家などの音
楽家の協力を仰ぎながら世田谷の特色を活かしたコンサートや教育普及活動等
の事業を展開しています。

平成 15 年 4 月には、「美術と文学」、「演劇と新しい暮らしの提案」を中心に事
業活動を展開してきたそれぞれの財団の特色を活かしつつ、ジャンルを超え、区
民が文化・芸術に親しみ、自らも創造的な文化活動を行う区民のニーズに柔軟に
対応できるよう、財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニ
ティ振興交流財団を統合して、新たに財団法人せたがや文化財団を設立しました。
平成 23 年 4 月には、公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を広げ
ています。

また、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷パブリックシアターほか、民間の
美術館、劇場、ライブハウス等の文化施設など、多彩で豊富な文化資源があり、
美術や演劇、音楽活動が活発に行われています。世田谷は、個人や団体による文
化・芸術に関する自主的な活動や文化施設を支えるボランティアによる活動、地
域の文化や日本文化、伝統文化などの継承や発信など行う NPO 活動などが行われ
ており、区民の文化・芸術に対する関心は高い状況にあります。

区では、平成 18 年 3 月に、文化・芸術活動の自主性・創造性を尊重し、その
活動の環境整備とともに、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携によ
る文化・芸術振興を図るために、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」
を制定しました。この条例に基づき、平成 19 年度を初年度とした「世田谷区文
化・芸術振興計画」を策定しました。この間、二度に渡る調整計画の策定を経て、
平成 26 年度から 4 カ年を計画期間とした第 2 期計画に基づき、文化・芸術振興
を図る取組みを行っています。

歴史・文化財等の伝統文化の継承と普及事業の展開

区では、昭和 37 年に刊行した『新修世田谷区史』の編纂事業により、郷土史
の資料の収集・研究に取組み、昭和 39 年には、東京 23 区では最初となる「世田
谷区立郷土資料館」を開設し、文化財や歴史資料等の調査・研究を進めてきてい
ます。昭和 52 年に「世田谷区文化財保護条例」を制定し、指定や登録により文
化財の保存と活用をはかり、文化財の総合調査を進めるとともに、区民への文化
財の公開や郷土学習の支援に取り組んできました。また、岡本公園民家園・次代
夫堀公園民家園を開設し、展示や紹介にほかに、文化財にふれて、体験するとい
う形で文化財の積極的な活用にも取り組んできています。

しかし、社会経済状況の変化に伴い、文化財の周辺環境も大きく変貌し、かつての世田谷の姿を思い起こさせる資料や環境が少なくなっており、多くの文化財の保存も難しい状況にあります。

この時代背景を踏まえ、歴史・文化、風景などを保護・継承していくことは現代の社会的要請であると捉え、行政としてのそのための啓発等を積極的に行う必要があります。そのため、保護の視点にとどまらず、これらを活用した地域の歴史・文化・風景などに対する理解や愛着を社会的に醸成していかなくてはなりません。特に、指定等がなされない文化財は、人々の暮らしの中に埋もれてその価値が見出せずにいます。

このような状況に対応するために、文化財を複合的に捉え、個々の文化財だけではなく群としての価値や魅力、全体としてのつながりをわかりやすく示し、地域住民等の理解へとつなげていくことが重要であることから、区が、地域の歴史・文化や風景等の保護・継承に関する施策を一貫した考えをもって進めていくため、平成 29 年 4 月に「世田谷区文化財保存活用基本方針」を策定しました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした動向

区では、東京 2020 大会を契機とした気運醸成や大会後のレガシーの創出に向けた取組みを示した「2020 年に向けた世田谷区の取組み～東京 2020 大会後を見据えて～」を平成 29 年 1 月にまとめました。特にこの中で、文化・芸術について、「世田谷にある財産¹を活用し、区民が一層文化・芸術に親しみ、楽しむことのできる環境づくりを進めていくとともに、世田谷の文化・芸術の魅力を国内外に向けて発信し、2020 年には多くの方々に、その魅力に触れていただくことができるよう取り組んでいきます」と示しています。そして、『大会終了後には、誰もが文化・芸術に親しみ、楽しむことのできる「心豊かに暮らせるまち世田谷」を実現』するとしています。

¹世田谷美術館や世田谷文学館、世田谷パブリックシアターなどの区立文化施設をはじめとして、文化財や歴史的資産、緑あふれる豊かな自然、近代建築などの文化資源。また、区民による様々な文化・芸術活動。

3 第2期文化・芸術振興計画の評価・検証

(1) 施策目標の取組み状況

第2期計画で掲げた施策目標ごとに現状と課題を整理し、第3期計画への方向性を示していきます。

施策目標1 生涯を通じて誰もが文化・芸術に親しむ

すべての区民が、日常生活の中で、また、生涯を通じて文化・芸術にふれ、親しむことができる機会や取組みの充実を進める。

<p>【施策の方向1】 ライフステージやその人の状況に応じた機会の充実</p> <p>世代や生活スタイル、健康状態や障害の有無等、一人ひとりの状況に応じて、誰もが文化・芸術に親しみ触れる機会がもてるよう、ライフステージやその人の状況に応じた施策を展開してきた。</p>	
<p>主な取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方の鑑賞機会を広げるため、視覚障害者のための舞台説明会や音声サポート、盲導犬を同伴できる観劇鑑賞や、聴覚障害者向けの台本貸出の実施、施設のバリアフリー整備。 ・ 普段劇場へ足を運ぶことのできない区民への取組みの一つとして、高齢者施設や障害者施設等を訪問する移動演劇公演事業の実施。 ・ 子どもや家族で楽しめる音楽コンサートや、絵本・児童文学等の企画展示の実施。
<p>評価</p>	<p>障害者差別解消法の施行も踏まえ、誰もが等しく文化芸術を楽しむ機会を提供できるよう、「合理的配慮の提供」に向けての具体的な取組みについて、事業ごとに検証し実行していく必要がある。また、福祉施設への出張公演など、引き続き館外での事業を積極的に行っていく。</p> <p>公演や展示でのひととき保育の実施や、世田谷文学館では改修工事実施に伴い、授乳室備えた子どもが遊べるスペースの新設など、乳幼児を連れた方が文化施設を利用しやすい環境整備を推進してきた。今後は、施設の機能を活かし、子ども向けの体験事業の拡充など、検討していく必要がある。</p>
<p>【施策の方向2】 暮らしの中で文化にふれ、感じることができるまちづくり</p> <p>世田谷には、歴史的資産や自然、近代建築など、多くの文化資源があり、世田谷への愛着を深め、文化を身近に感じることができる取組みを行ってきた。</p>	
<p>取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域文化資源である「等々力渓谷」をフィールドとした事業の実施。 ・ 「世田谷のポロ市」など、地域の暮らしに根付いた伝統行事の開催支援。
<p>評価</p>	<p>暮らしの中で文化にふれ、感じることができる環境に恵まれている一方で、宅地化が進み、区画整理や市街地再開発などの影響により、かつての世田谷を思い起こさせる環境が失われつつある。</p> <p>周辺環境を含め総合的かつ計画的に保存・活用していくため、区役所内の関係各課・団体・住民と連携し、文化財や風景づくりに対する共通認識を持ち、一体となって取り組むことが必要である。</p>

施策目標2 文化・芸術活動をつなぎ、育てる

文化・芸術に関わる区民や団体の自主的な活動を支援や、文化・芸術を通じた交流機会の充実を図っていく。また、文化・芸術活動をつなぎ、地域へ提供できる担い手を育成する。

<p>【施策の方向1】 区民の自主的な文化・芸術活動の支援</p> <p>個人や団体が主体となって行う文化・芸術活動を支援し、様々な発表の機会や活動場所の充実を図ってきた。</p>	
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷美術館ギャラリーの貸出しや、区民絵画展・写真展の開催、アマチュアバンドのオーディション形式コンサートの開催。 ・世田谷パブリックシアター・シアターラムを提供し、区内アマチュア団体の発表を支援。
評価	<p>様々な事業や貸出施設が応募者多数で抽選となっており、文化・芸術活動が盛んである一方、場所不足が課題となっている。</p> <p>練習や発表を行う場所や機会は、文化・芸術活動を支える基盤として不可欠なものであり、既存施設の活用を含め、民間とも連携を図りながら文化的環境を整備していくことが必要である。</p>
<p>【施策の方向2】 交流・連携機会の充実と文化・芸術活動をつなぐ担い手の育成</p> <p>文化・芸術活動団体や区内の文化関連施設との交流の機会を設けるなど、交流や連携に向けたネットワークづくりを支援してきた。また、文化・芸術活動をつなぐため、段階の世代等、現役時代に豊富な知識と経験を培った人を活かし、コーディネーターなどの担い手の育成支援を通じて、区民の自主的な文化・芸術活動を促進してきた。</p>	
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・区民、区内団体・施設・アーティストのネットワーク作りを目的とした、交流会の実施。 ・区内大学と連携したワークショップの実施。 ・世田谷美術館・文学館・文化生活情報センターにおける、ボランティアとの連携。
評価	<p>近隣地域の大学や民間文化施設との連携・協働は、地域の文化的活動の活性化をはかるためには重要な要素であり、今後も大学などの教育機関や民間文化施設との連携について模索し、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>区内公立文化施設では、世田谷美術館鑑賞教室や世田谷アートタウンをはじめ、区民ボランティアの受入れを積極的に行っており、それぞれの人生経験を活かした活動となっている。</p> <p>東京 2020 大会を契機にボランティアの気運も高まっており、より一層多くの区民がボランティアとして参加し、活動しやすい環境を整えていくための取り組みが必要である。</p>

施策目標3 世田谷の文化・芸術を継承し、創造する

世田谷に根ざし、受け継がれてきた地域の歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統文化を次世代に継承するとともに、地域づくりに活用する。また、文化・芸術を創造する人材や支える人材の発掘・育成を行うことで、世田谷の文化・芸術を創造し、将来へつないでいく。

【施策の方向1】 世田谷の歴史・伝統文化の継承と活用

それぞれの地域の歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統文化を保存し、ふれる機会を充実させ、次世代へ継承して地域づくりの発展に繋げていく取組みを行ってきた。

主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校への文化財等の巡回展示や講師派遣など、若い世代が郷土の伝統文化や文化財に親しみ、体験する機会の充実。 ・地域の文化財に関する情報の積極的な提供、ボランティア養成講座の実施。
評価	<p>文化財保護施策を推進していくため、「世田谷区文化財基本保存活用基本方針」を策定した。</p> <p>人口が増加し、郷土に対する意識が薄れる中、文化財保護や伝統文化に対する理解を深めるため、様々な事業を行ってきた。</p> <p>区内には身近な文化財や近代の文化的価値のある建造物など、指定や登録をうけていない失われやすい文化財が多く点在している。地域文化資源の視点を広く捉え、価値や魅力を伝え、保存していくことが必要である。</p> <p>文化の継承は歴史や文化を知るための郷土学習の機会や場づくりが重要である。昔遊びの体験は、歴史や伝統への関心付けの糸口にも繋がり、地域や学校と連携し、身近な生活の中の伝統文化を継承することも重要である。</p> <p>郷土芸能を継承していく課題として活動場所の確保の問題や後継者の育成といったことが課題になっている。</p>

【施策の方向2】 文化・芸術の創造を担う人材の育成と新たな創造

文化・芸術の創造を担う若手芸術家の発掘・支援や、その創造活動を支える専門的な人材育成の取組みを行ってきた。

主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術分野で活躍する優秀な人材の育成を目的として、次代を担う将来性のある若手アーティストを奨励・支援するための芸術賞を隔年で開催。 ・舞台制作・技術者等の講座プログラムの実施。 ・区内大学の学生インターンシップ、学芸員資格取得実習等の受入れ。
評価	<p>若手芸術家の奨励の取組みでは、アワードの部門によって応募数に偏りがでてきていることから、募集や支援のあり方について検討していく必要がある。</p> <p>芸術家だけでなく、その創造活動を支える専門的な人材の育成も重要であり、学生インターンの受入れや、舞台制作・技術者向けの講座は、継承の場として、継続して取り組んでいく必要がある。</p>

施策目標4 子どもや青少年の創造性を育む

子どもや青少年の創造性を育む施策を展開し、想像力、表現力、コミュニケーション力、現代社会の多様性に対応する力を高める。

<p>【施策の方向1】 子どもや青少年が文化・芸術にふれる機会の提供</p> <p>全ての子どもや青少年が、家庭環境によらず、文化・芸術にふれる機会がもてるよう、区立学校での教育プログラムに取り込むことや、体験型の事業を実施するなど、様々な場面で体験の機会を提供してきた。</p>	
<p>主な取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区立幼稚園・小学校・中学校を対象とした様々な鑑賞教室の実施。 ・実演家が学校へ赴き、演劇的手法を用いた演劇ワークショップの実施。 ・子ども向け体験プログラムのうち、夏休みを中心に行われる事業を集中的に広報するリーフレットを作成し、区立小中学校の全児童・生徒に配布。
<p>評価</p>	<p>区立小中学校と連携した美術館鑑賞教室は30年以上継続しており、多くの子ども達の感性を育む場となってきた。</p> <p>世田谷区は小中学校と連携し、児童・生徒を対象とした事業を先進的に取組んできた。一方で、区内の幼稚園・保育園との連携した事業は少なく、未就学児への体験の場を充実させていくことも必要である。幼少期から文化・芸術に触れることは、想像力と創造性を育み、多様な価値観を受け入れる心を養うことにつながる。</p>
<p>【施策の方向2】 子どもや青少年の文化・芸術活動の支援</p> <p>子どもや青少年の興味に応じて、自由に文化・芸術活動を行うことができるよう、参加型の事業を実施してきた。</p>	
<p>主な取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生から高校生までを対象としたジュニアオーケストラの運営。 ・世田谷美術館・文学館の展示と関連させた子ども向けワークショップの実施。 ・夏休み・冬休み期間などを中心とした様々な体験型ワークショップの実施。 ・プロミュージシャンの長期間指導による中学生のジャズバンドワークショップの実施。
<p>評価</p>	<p>子ども対象の様々な事業を世田谷区では先進的に数多く行ってきた。子どもを対象とする事業は、子どもだけでなく親の興味を引かせることも参加に繋がっていくため、学校やその他関係機関とも連携し、広報の仕方をより効果的に検討していく必要がある。</p> <p>事業の担い手となる人材育成の視点で、さまざまな事業で子どもや青少年のボランティアが活躍する機会を作り、取り組んでいくことも必要である。</p>

施策目標5 文化・芸術をコミュニティに活かし、広げる

文化・芸術の波及力を地域や他分野に広げ、情報発信を強化し、世田谷の文化・芸術を区内外に広げていく。また、異なる文化を持つ人との交流の機会を充実させる。

【施策の方向1】 文化・芸術の波及力を活用した地域づくり

文化・芸術の力を区民生活、地域コミュニティへ波及させ、他分野と連携した取り組みを行ってきた。また、文化的な事業の交流を通じて、区民が、世界や外国の人を身近に感じ、関心をもつことができる取り組みを図ってきた。

主な
取組
み

- ・地域の活性化を目的とした商店街とアーティストの協働事業の実施。
- ・文化施設の地域行事への参加・支援。
- ・姉妹都市を通じた国際交流事業や、区内における国際理解や国際交流の推進事業の支援。

評
価

文化・芸術の力による地域コミュニティの活性化を図るために、地域商店街や町会と協働し実施してきた「三茶 de 大道芸」は、地域の賑わいを創出し、世田谷の秋の風物詩になっている。

様々な事業に取り組んできているものの、福祉や観光・産業との連携が弱い。民間施設や団体、個人やボランティアと連携し、分野を横断した取組みが必要である。

東京 2020 大会を契機に、国内外から多くの人々が世田谷へ訪れる機会を活用し、文化・芸術を通じた国際交流や、在住外国人の異文化理解促進を図っていく必要がある。

【施策の方向2】 文化・芸術に関する情報発信

区民が文化・芸術の関心を高め、積極的な参加活動に取り組めるよう、世田谷の文化・芸術に関する情報を集約・発信してきた。

主な
取組
み

- ・民間も含めた区内の文化施設等で行われる催しや、施設の貸出しスペース等の情報を集約した冊子の発行。
- ・秋の期間に文化施設やまちなかの身近な場所で開催する文化・芸術イベントを集約したリーフレットの発行。
- ・文化施設や史跡、文化財、寺社をまとめたマップの発行。

評
価

様々な情報誌を発行しているが、区政モニターや各事業のアンケートから、情報が効果的に届いていない傾向がある。

誰を対象としているのか整理し、必要な人に必要な情報がしっかり届くよう、内容と情報発信の手法を検討していく必要がある。

集客のあった展示では、来場者によるSNSを使った情報の広がりがあり、受け手側から発信を促す視点も検討していく必要がある。

(2)世田谷区文化・芸術懇話会による評価・検証

第3期計画の策定に向け、懇話会では、現在の第2期計画の検証や第3期計画に向けた考え方等について意見交換を行いました。

また、今の時代に求められている文化・芸術の役割や、高齢社会におけるシニア世代の文化・芸術への関わり方、次代を担う子どもへの取組みの大切さ、東京2020大会を契機とした文化・芸術を通じた国際交流や、世田谷の魅力をいかに区民や国内外へ発信し伝えていくか、今の社会情勢やこれまでの取組み、他の自治体等の事例などを踏まえ、文化・芸術振興に関して、様々な意見が交わされました。

懇話会による主な意見

文化・芸術の魅力の情報発信について

情報発信については、民間活用や現場が自由に使える予算をつけた方が費用対効果が高い。

観光客に対して世田谷区の特徴的な部分を戦略的に発信し、拡散してもらうことができるとうい。

スマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）普及率は6割、デジタルだけでなく多様な情報媒体を活用していくことが必要。

高齢者と文化・芸術について

日本は高齢社会の先進国として、文化芸術が新しいモデルを担う一つの要素になる。

平均寿命が延びていることを踏まえ、人生の成熟段階の人たちだから文化・芸術の世界でやれることがある。ボランティアでの解説など、前向きに計画に盛り込んでいけないか。

高齢者がボランティアや文化活動に関わることで、社会保障費が軽減されるなどの効果がある。

高齢者をどう社会に引きつけていくか、地域包括ケアシステム²との関係も重要である。

子ども・若者と文化・芸術について

子どもの文化的体験の効果を踏まえた長期的な視野で重点的に取り組む必要である。

家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが文化に触れる体験をするため、学校と連携して取り組むべきである。

² 高齢者が要介護状態となっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が日常生活の場で一体に提供される仕組みのこと。

かつて世田谷は多くの芸術家が育った場として知られていることを活かし、世田谷という場がなければ、創作活動に結び付かないような空間が作れないか。

文化・芸術の効果や他分野への波及効果などについて

文化・芸術に対しての自治体の期待度は大きく、景観の保護、観光や産業との結びつけ、イメージアップなどの取組みが検討されている。

文化・芸術は評価をするのが難しい分野であり、成果を短期的に図ることができない一方で、事業に対する説明責任を強く求められている。

東京 2020 大会

公立施設だけでなく、民間と連携しながら区全体でアピールしていくことを新しい要素として出していく。

世田谷区で実施している多くの事業の組み合わせにより、アピール度の高い文化プログラムになる。

オリンピック会場となっていることやアメリカのホストタウンとなることを活用し、国際的な交流や世田谷ならではの取組みを考えていけないか。

東京 2020 大会を機に施設の整備やバリアフリーは検討すべきである。

オリンピックだけでなく、パラリンピックにも視点をおき、エイブルアート(障害者アート)などの取組みの充実や、多言語化やユニバーサルデザインを推進する良い機会である。

今は日本のサブカルチャーが爆発的に浸透している。

世田谷区文化・芸術懇話会による提言

今後、特に力を入れて取り組むべき課題として、以下の5点を項目として位置づけを整理し、これらの意見を踏まえ、第3期計画検討委員会において計画策定に向けた議論を進めてきました。

1. 区民はもとより対象者に合わせたわかりやすい情報発信

SNS、紙媒体等による幅広いツールの活用及び民間との連携

2. 区民参加の取り組み

高齢者の成熟した技術や余暇の時間を活用したボランティア活動等の推進

文化・芸術活動による福祉や医療等他分野への効果への期待

区民が気軽に参加できる事業の実施

3. 子ども・若者が文化・芸術にふれる機会の提供、創出

子どもが気軽に体験、表現できる環境づくり

4. 環境文化の保全と生活文化の継承

史跡や文化財等の歴史的資産の保存

伝統行事や伝統芸能の次代への継承

5. 東京 2020 大会を契機とした世田谷区の特色ある取り組み

世田谷区内の公立・民間文化施設の活用

サブカルチャーを活かした展開

ユニバーサルデザイン及び多言語化の推進

(3) 世田谷区における現状と課題

世田谷区の第2期計画を含めたこれまでの取組みや地域の特性、社会背景や懇話会の提言、区民意識調査、区民アンケート結果を踏まえ、策定に向けた課題を以下のように整理します。

既存事業の次のステップとなる展開が必要

第3期計画の策定および東京2020大会を迎えるタイミングとして、これまで積極的に実施してきた文化政策があるものの、区内の文化的資源、文化施策の認知度不足や参加者の偏りがあるため、区内外へ文化の力を広げる取組が必要です。

早くから文化政策に取り組み、環境の整備や人材育成などに取り組んできた世田谷区ではそれらの多様な取組の積み重ね自体が大きな成果であり、今後の文化政策を進める上での資源となっていますが、個々の事業の検証・評価が求められています。

区内の多彩な活動や資源をつなげ活かしていくために、芸術団体や芸術家、民間文化施設との連携など、ネットワークの構築が求められています。

区民に届く情報力の強化

様々な文化施策に合わせて広報媒体を作成しているものの、情報の偏りや、活用が図れていない現状があるため、文化・芸術に関わる総合的な情報を発信する工夫が必要です。

SNSをはじめとするインターネット情報がより身近で若い世代をはじめとする主要な情報媒体となっていることや、誰もが情報を発信したり、広めたりすることが可能になっていることから、情報の受け手側によって広げてもらう仕組みづくりを検討していく必要があります。

東京2020大会を区の魅力を区内外に発信する重要な契機と捉え、情報力の強化が求められています。

次代を担う世代への取組の見直し・強化

世田谷区はこれまでも多くの文化・芸術家が居を構え、多くの作品を生みだしてきた文化にゆかりのあるまちとして知られています。そのような背景を踏まえ、今後も世田谷が常に創造的な文化を生みだし発信するまちとして成長していくために、若手アーティストの創作活動を支援する仕組みを検討することが必要です。

世田谷芸術アワード“飛翔”³は応募者が減少傾向にあることなどを踏まえ、若手支援事業に関しては、次の活動につながること、継続的な取組につながることなどの視点を踏まえた見直しが必要です。

³若手アーティストの創作活動を奨励・支援することを目的とした芸術賞。生活デザイン、舞台芸術、音楽、美術、文学の5部門で作品を公募、選考し、受賞者を決定して表彰する。受賞者には創作支援金を交付するとともに、翌年度に受賞作品等の発表機会を提供する。

区政モニターアンケートで、文化・芸術への取組みで子どもに関する取組みを期待している回答が最も多く、子どもが文化・芸術にふれる機会の提供の充実が求められています。幼いころからの文化体験がその後の活動の継続につながることから、学校との連携はもちろん、未就学児童や子育て世代に向けた取組を強化していく必要があります。

区民が主体的に文化を楽しみ、活動する文化政策を推進

文化芸術により生み出される様々な価値を享受すべく、区民誰もが参加できるよう、子ども、子育て世代、高齢者、障害者等のライフステージや個人の状況に合わせ、ソフト・ハード両面の環境を整備していく必要があります。

文化・芸術家のみならず、生活文化、環境文化を支える担い手としてボランティアや文化活動への区民参画の活動支援が必要です。今後も高齢化が進む状況も踏まえ、知識や経験が豊富であり、活動的な高齢者を重要な文化の担い手として位置付け、指導やボランティアなどで活動してもらう仕組みづくりが必要です。

区内で様々なジャンルの文化・芸術活動が盛んに行われている一方で、練習場所不足や音の問題などが課題となっています。これまで継続的に実施されてきた地域の文化活動を尊重し、既存施設の活用や民間との連携を図りながら練習・活動場所や発表する機会を確保していく必要があります。

各活動を単独の活動に終始させるのではなく、分野を超えた発表の場や団体同士の連携により、地域内文化の活性化を図ることが必要です。

世田谷区の多様な文化的資源の次世代への継承

文化的資源が豊富な世田谷区においても、地域の特徴的な文化や郷土の意識への低下が課題となっています。

身近な風景や近代的な建造物など文化的価値のある資源を活かした区民の文化力を高めていく必要があります。

暮らしの中で生まれてきた文化や歴史を継承するとともに、昔遊びなどを通じて、新しく多様なライフスタイルで生きる子ども達にも継承していくような取組が必要です。

国際社会における文化・芸術への展開を意識した取組を推進

東京 2020 大会の馬術競技会場及びアメリカのホストタウンに予定されている世田谷では、東京 2020 大会を契機に国際的な交流や多文化共生等における対応力が求められます。文化・芸術においても、国際交流や相互理解への役割が期待されていることから、ユニバーサルデザインに配慮した文化事業を積極的に展開していく必要があります。

世界を意識するからこそ、地域の独自性を再認識し、区内外に地域の文化資源をPRする取組を推進していく必要があります。

政策事業と公益財団法人せたがや文化財団事業の連携の強化

区と協働して文化・芸術施策を推進している公益財団法人せたがや文化財団(以下「せたがや文化財団」という。)と、区民に質の高い文化・芸術の提供及び

区の文化・芸術政策の課題に対応していくために、連携の強化が必要です。

せたがや文化財団の高い専門性を活かし、時代に則した文化・芸術施策の推進のために区とせたがや文化財団との一層の連携の強化が必要です。

区の上位計画や世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例との整合

区の上位計画である基本構想や基本計画に基づき、文化・芸術施策の役割などを整理し、社会的包摂などを考慮する必要があります。

「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に規定している基本理念等を踏まえた計画とする必要があります。

福祉や観光・産業など他分野との横断的な施策を推進していくため、区の関係所管との連携強化が必要です。

区政モニターアンケート結果より<抜粋> 平成28年11月実施

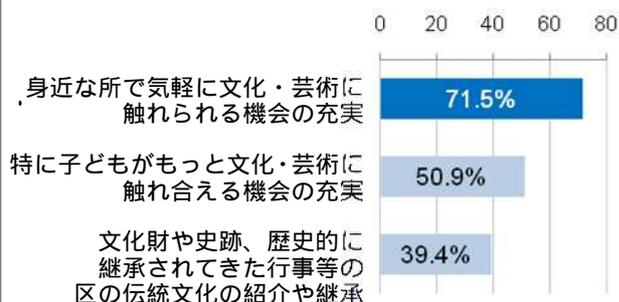
子どもに対する施策への取組みが重要視されており、「文化・芸術の取組みに対する期待」や「重視すべき文化政策」においても高い割合になっている。

【文化・芸術の取組みに対する期待(上位3位)】

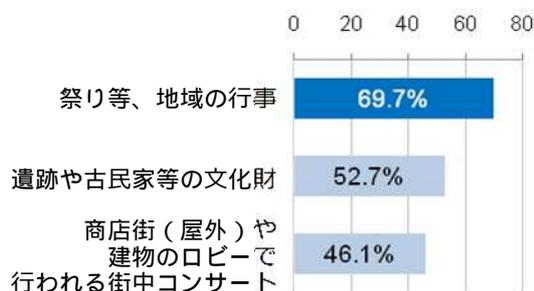


文化施策として求められていることは、「身近なところで気軽に文化・芸術に触れられる機会の充実」が最も高く、また、「祭り・地域の行事」や「遺跡や古民家等の文化財」は日常で身近に感じる文化・芸術となっている

【重視すべき文化政策(上位3位)】



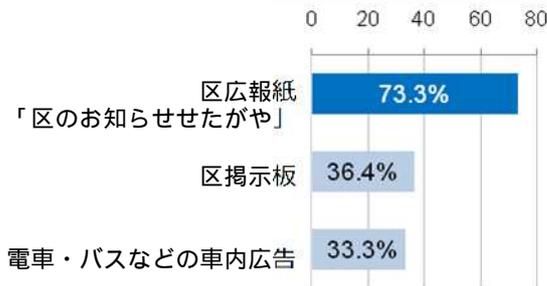
【身近に感じる文化・芸術(上位3位)】



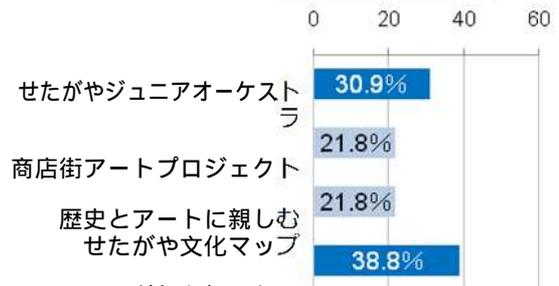
区政モニターアンケート結果より<抜粋> 平成 28 年 11 月実施

「文化・芸術に関する情報の入手手段」として「区広報紙」が最も高く、「知っている事業」では「何も知らない」が最も高い。

【文化・芸術に関する情報の入手手段（上位3位）】

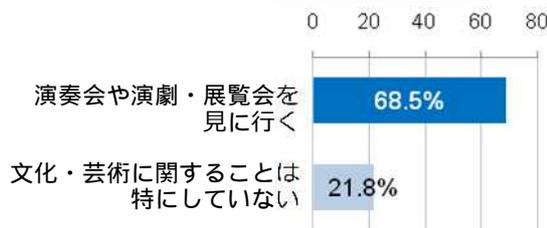


【区の実施で知っている事業（上位3位）】



文化・芸術に関わる活動としては、「演奏会や演劇・展覧会を見に行く」等の鑑賞が最も多く、次いで「何もしていない」となっている

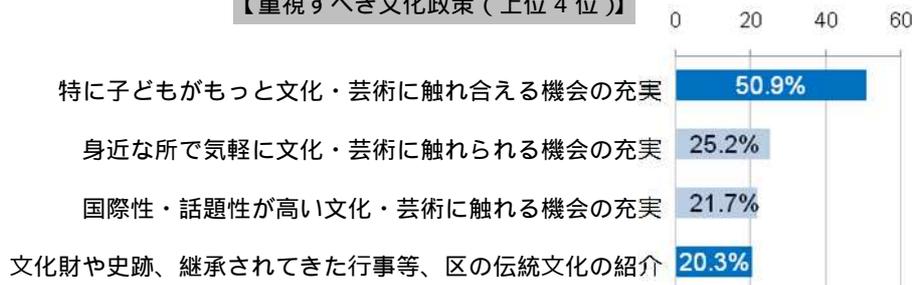
【文化・芸術に関わる活動（上位2位）】



区民意識調査結果より<抜粋> 平成 29 年 5 月実施

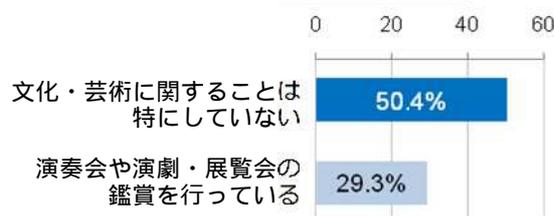
区の文化の取組みとして重視すると良いことを聞いたところ、「身近なところで気軽に文化・芸術にふれる機会の充実」が4割半ばで最も高く、次ぐ「特に、子どもがもっと文化・芸術に触れる機会の充実」は2割半ばとなっている。

【重視すべき文化政策（上位4位）】



文化・芸術に関わる活動について聞いたところ、「演奏会や演劇・展覧会の鑑賞を行っている」がほぼ3割で最も高く、「文化・芸術に関することは特にしていない」は5割となっている。

【文化・芸術に関わる活動（上位2位）】



第2章 計画の基本的考え方

1 基本理念

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化・芸術に携わる人々は、その魅力にひかれ移り住むようになりました。その歴史は、今日に受け継がれ、世田谷の多くの区民は、区内各地域における活発な演劇活動、自主的かつ積極的な文化・芸術活動、またその活動を支えるボランティア活動等を行っており、文化・芸術に高い関心を持っています。また、世田谷は日本の文化・芸術の牽引役として活動されている方も多くいらっしゃいます。さらに、世田谷は、文学映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって文化・芸術が身近に感じられる環境にあります。

これらは区民のかけがえのない財産であり、世田谷の大きな魅力でもあります。区はこれらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化・芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化・芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、重要な責務であると考えています。

また、誰もが心に潤い、ゆとり等を感じることができる区民生活及び地域社会を実現するために、区、区民、民間団体等の協働による文化・芸術の振興に関する施策を推進していきます。

< 基本理念 >

- (1)文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。
- (2)文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。
- (3)文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」より

2 将来像(目指すべき姿)

世田谷区には、等々力溪谷や国分寺崖線など緑豊かな自然や、古墳・歴史的な建造物などが残されています。また、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センター、民間の美術館や劇場等の文化施設も数多く存在し、区民が身近に文化・芸術にふれることができる環境があります。

また、地域の伝統的な祭りやイベント、区民による様々な文化・芸術活動などが活発に行われています。

これらは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の魅力を支える大きな要素となっています。

東京 2020 大会では、世田谷区は馬事公苑で馬術競技が実施され、アメリカ合衆国のキャンプ地やホストタウンとなっています。多くの外国人観光客や日本人観光客が世田谷を訪れることが見込まれるため、世田谷の魅力である豊かな文化資源や文化・芸術活動を、国内外へ発信していく絶好の機会を迎えます。

世田谷区は、これまでの世田谷らしい先駆的、独創的な取り組みや文化資源、文化的環境を活かしながら、区民が文化・芸術に親しみ、参画し、民間団体、大学等と連携・協働しながら、「誰もが心の潤い、ゆとりを感じ、文化・芸術に親しみ、魅力が広がるまち世田谷」を目指します。

誰もが心の潤い、ゆとりを感じ、文化・芸術に
親しみ、魅力が広がるまち世田谷

3 第3期計画策定にあたっての視点

世田谷区の豊かな文化的環境や、区民の活発な文化・芸術活動など、世田谷の特性を活かしたこれまでの取組みを継承しつつ、第2期計画推進にあたっての課題である「区民はもとより対象者に合わせたわかりやすい情報発信」や「子ども・若者が文化・芸術にふれる機会の提供・創出」、「区民参加の取組み」なども踏まえ、将来像「誰もが心の潤い、ゆとりを感じ、文化・芸術に親しみ、魅力が広がるまち世田谷」の実現に向け、以下の4つを計画策定にあたっての視点として、世田谷の文化・芸術の振興を図っていきます。

誰もが身近に感じられる文化・芸術活動の推進

区内には、多彩で豊富な文化的資源がありますが、文化的資源の情報等が区民に十分に伝わらず、享受されているとはいえない状況にあります。

世田谷の文化・芸術は区民のかけがえのない財産です。

世田谷の財産である文化・芸術が、区民の誰もが知り、身近に感じ、誇りに思えるような取組みが必要です。

この取組みを通して、世田谷の魅力のひとつとして、区の内外へ発信していきます。

文化・芸術で次の時代を担う人材の育成

世田谷の特徴に「文化・芸術にゆかりの深い都市」として、近代になってから多くの文化人・芸術家が居を構え、活発な創作を重ねてきた歴史が挙げられます。現在も国内外において文化芸術分野で活躍する著名な方々が多く住んでいます。

更なる魅力向上のために、若手をはじめとした新進の文化・芸術家の多様な芸術活動の推進など、人材育成の支援を行っていきます。

子どもの頃から文化・芸術に触れることにより、想像力と創造性を育み、将来の可能性を広げるとともに多様な価値観を受け入れる心を養うことが重要です。

芸術家だけでなく、活動を支える指導者やボランティア、寄付、あるいは文化・活動を楽しんだり、見守ったりと区民全体で文化を支えるまちづくりを形成していきます。

誰もが参画・協働できる文化・芸術環境の整備

区内では個人や団体による文化・芸術に関する自主的かつ積極的な活動や文化施設を支えるボランティアによる活動等が多く行われています。

区内に多数存在している文化・芸術活動団体による、自主的な団体同士の交流ネットワークのしくみ、高齢化や障害者差別解消法の施行など社会の変化に対応した、文化施設の整備や交通の利便性を高める取組みなど、ソフト・ハード両面の工夫を図ることが求められています。

文化・芸術活動を行うための練習及び発表会場が少なく、活動場所の確保、多目的ホールや音楽ホールの整備が求められています。

世田谷区と大学や民間団体等の連携、また、それぞれの役割分担等を整理することにより、それぞれも特色や持ち味を活かした取組みが期待されています。

障害者や外国人、子育て世代など、様々な区民が文化・芸術を通じた交流やコミュニティへの参加が可能となるように取り組みます。

地域の文化的資源や伝統文化の保存・継承

歴史的建造物などの歴史的資産や風景といった文化的環境を活かしたまちづくりを進めることが、生活の中に文化を感じ、世田谷ならではの魅力の発信につながります。

世田谷らしい文化的環境を保ち、大切にする意識を醸成することは、新たな環境文化の創造にもつながります

「世田谷のボロ市」や「浄真寺のお面かぶり」をはじめとした、地域に支えられ、人々の生活と深く結びついてきた、季節感のある伝統文化が残されています。

伝統行事や伝統芸能などは、生活様式に溶け込む文化・芸術として、人々の暮らしに、豊かな彩りを添えてきました。

人々の暮らしの中で育まれてきた幅広い文化を今後も活用し、保存・継承していく取組みを推進します。

第3章 施策目標及び重点政策

1 施策目標

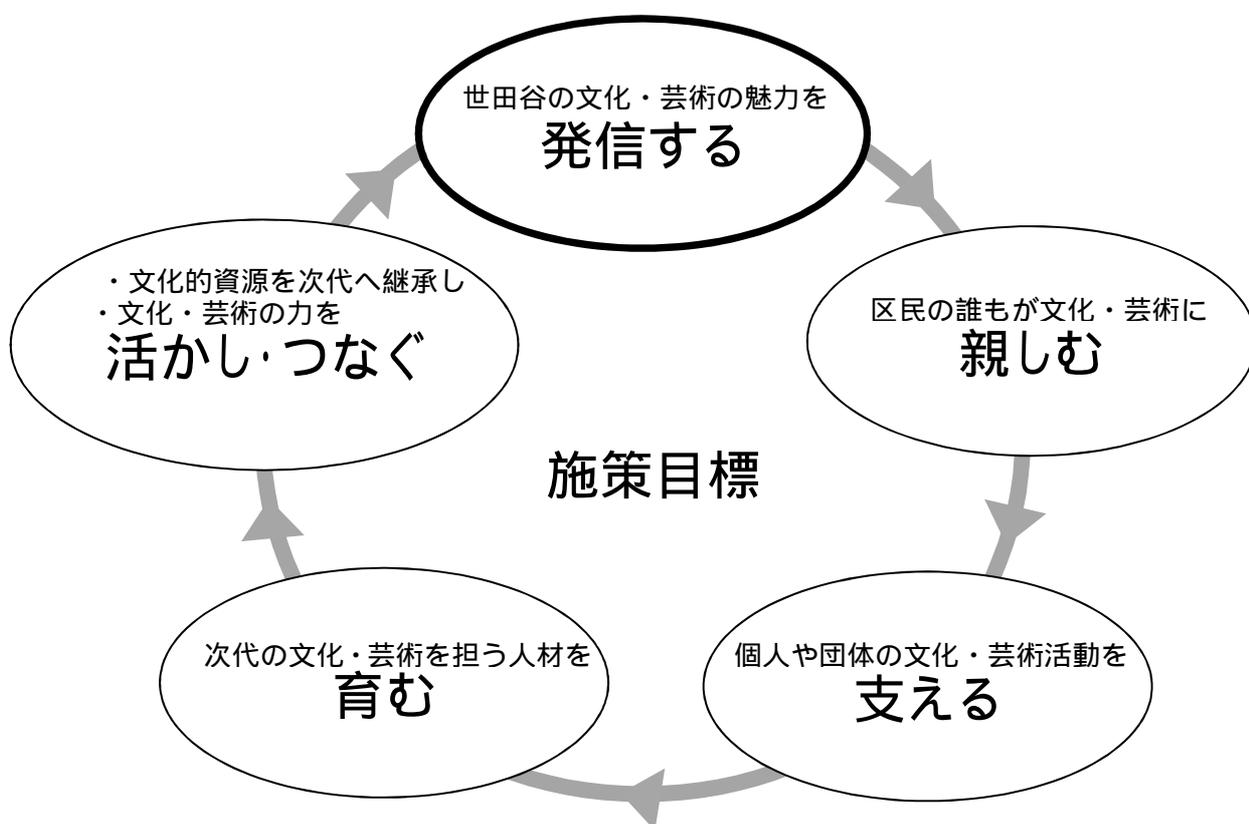
将来像「誰もが心の潤い、ゆとりを感じ、文化・芸術に親しみ、魅力が広がるまち世田谷」の実現に向け、第3期計画策定にあたっての視点や今後の文化・芸術を取り巻く社会動向を踏まえ、次の考え方にに基づき、施策目標を定めます。

区民誰もが、世田谷の財産である文化・芸術に関心を持ち、活動することによって、人と人、地域等とのつながりが広がり、まちの魅力や活力につながっていきます。また、文化・芸術家が居を構え、活発な創作活動を重ね、築き上げてきた世田谷の文化・芸術を次代につなぐとともに、乳幼児期から文化・芸術にふれ、創造性を高めることが、これからの時代を生き抜く力を育むために、重要な取組みとなります。

世田谷の文化・芸術の素晴らしさを知り、親しむことで、区民の文化・芸術活動のきっかけや活動への参加機会へとつながっていきます。

このような展開を図っていくために、次の施策目標を掲げ、具体的な取組みを推進していきます。

【施策目標推進の体系】



2 重点政策

第3期計画の策定にあたっての視点や施策目標を踏まえ、将来像を実現するために、重点政策を掲げ、効果的な取組みを推進していきます。

重点政策1 次の時代を担う世代の文化・芸術振興

子どもや青少年が文化・芸術に親しむ機会の創出や若い芸術家の発掘・支援については、区は、これまでも先進的な事業を推進してきました。

国際化の進展に伴い、これからの時代は、多様な価値観や自分とは異なる文化や歴史に触れていく機会が増えてきます。これからの時代を生き抜くために、多様な価値観を持つ人々と協力・協働しながら社会に貢献することができる創造性豊かな人材を育成することの重要性が指摘されています。

乳幼児期から文化・芸術にふれることにより、想像力や創造性だけではなく、社会の多様性への対応力を育むことにもつながります。

また、若手の芸術家においては、飛躍の機会になるとともに、新たな文化・芸術の創造にもつながります。

世田谷区は、乳幼児期を含めた子どもの文化・芸術にふれる機会、そして、若手の芸術家の更なる創造活動を促進させるための支援の充実を図っていきます。

重点政策2 文化・芸術の力を区民生活へ活かす

文化・芸術の持つ力は、教育・福祉・産業・まちづくり等、区民生活に密接に関わるさまざまな分野へ波及し、効果を発揮してきました。

区は、文化・芸術の創造性を教育のなかに取り入れることや、商店街を核に、文化・芸術活動のプロジェクトを通し、まちの魅力や活力につなげてきました。

引続き、これまでの取組みを踏まえ、特に、高齢者や障害者にも、文化・芸術にふれ、また、文化・芸術活動に積極的に参画する取組みを推進していきます。

また、まちなか観光とも連携を図りながら、文化・芸術活動を通して、更なる世田谷の魅力の創出につなげていきます。

重点政策3 文化的資源の保全と伝統文化等の継承

世田谷には、緑ゆたかな自然、良好な風景、文化財や史跡等の歴史的資産、近代建築など、数多くの文化資源が残っています。また、外国人の観光客が増え、改めて、日本文化が見直されています。

区は、生活に根ざした文化・芸術に結びつく環境文化を世田谷の資産として活用し、まちをデザインしていくなど、文化・芸術の薫り高いまちづくりを進めてきました。

また、地域の文化資源を活用した祭りや催しも活発に行われています。

これまでの取組みをより一層推進していくとともに、郷土「せたがや」の歴史・文化を次世代に継承していくために、区内にある様々な文化財の情報を総合的に把握し、文化財とそれを取り巻く環境を一体的に保存する取組みを進め、区民と協働して文化財の保護を推進するとともに、世田谷の歴史・文化の魅力を発信します。

重点政策4 東京 2020 大会を契機とした世田谷の文化・芸術の取組み

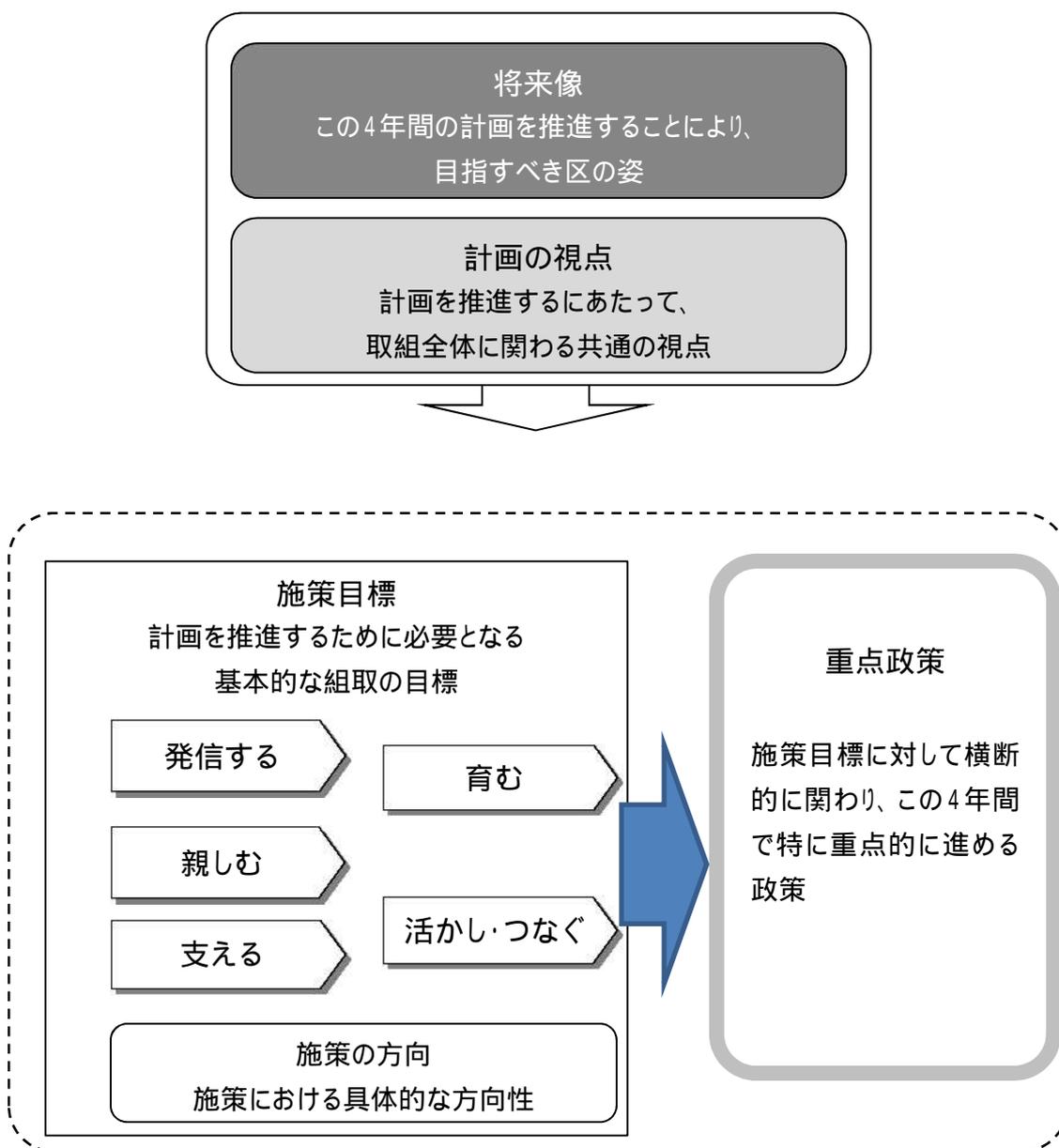
2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、区外をはじめ、海外からの来訪者が多数見込まれます。また、国際的な交流や多文化共生等における対応力が求められます。世田谷区は、馬術競技の会場でもあり、アメリカ合衆国のキャンプ地でもあり、ホストタウンとなっています。まさに、区民のかけがえのない財産であり、魅力でもある世田谷の文化・芸術を区の内外に発信・創造し、交流できるまたとない機会を迎えます。

あらゆる人々が、日常生活の中で文化・芸術にふれ、親しみ、楽しむことができる環境を整えていくとともに、世田谷の文化・芸術の魅力を国内外に発信する取組みを推進します。

第4章 計画の内容

1 計画の体系

世田谷区における現状と将来像を踏まえ、次頁に新たな計画の体系を示します。



将来
像

誰もが心の潤い、ゆとりを感じ、文化・芸術に親しみ、魅力が広がるまち世田谷

計画の視点

誰もが身近に感じられる文化・芸術活動の推進

文化・芸術で次の時代を担う人材の育成

誰もが参画・協働できる文化・芸術環境の整備

地域の文化的資源や伝統文化の保存・継承

重点
政策

重点政策
1

次の時代を担う世代の文化・芸術振興

重点政策
3

文化的資源の保全と伝統文化等の継承

施策目標

施策の方向

1

発信する

(1) 世田谷の文化・芸術情報の収集・発信

(2) 世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める取組

2

親しむ

(1) 文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会の充実

(2) だれもが文化・芸術にふれあうことのできる取組み

3

支える

(1) 区民の文化・芸術活動の支援

(2) 世田谷の文化・芸術を支える人材の支援

4

育む

(1) 子どもの創造性を育む取組みの推進

5

活かす・
つなぐ

(1) 世田谷の文化的資源や伝統文化を活かし継承する取組みの推進

(2) 文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり

(3) 多文化共生と国際交流の推進

推進体制

庁内における関係部局との連携

取組内容

世代や目的に合わせた情報発信
地域の特色に応じた情報発信

文化・芸術の力を活かしたシティプロモーションの推進

暮らしの中で身近に文化・芸術を親しむことができる機会の充実
様々な年齢層に応じた文化・芸術に親しむ機会の充実

高齢者や障害者、外国人を含め多様な人が親しむ機会の充実

区民の自主的な創作活動の支援、機会の充実
世代の違いや障害の有無に関わらず、文化・芸術活動ができる支援

文化・芸術を創造・支える人材の育成・活動支援
ボランティアの活動支援、機会の充実

乳幼児から青少年まで年齢に応じた文化・芸術を鑑賞・体験できる機会の充実
創造性を育み、高める体験・学習機会の充実

世田谷の歴史を学び、次代へつなぐ取組み
文化的資源の保存・継承・活用

様々な主体と連携・協働し、文化・芸術の力でまちの魅力を高める取組み

文化的事業を通じた相互理解、交流機会の充実

2 具体的な取組

1 発信 する

世田谷区内には、公共の文化施設や民間文化施設等で、さまざまな文化・芸術活動が展開されており、各施設からさまざまな情報が発信されています。

また、これまで、世田谷発の文化・芸術は、国内の文化・芸術を牽引する役割を果たしてきました。

区民の財産である世田谷の文化・芸術の魅力が区民が知り、身近に感じることが、世田谷の魅力を高めることにつながります。世田谷が進める「まちなか観光」とも連携を図りながら、さまざまな媒体を活用して、世田谷の文化・芸術に関する情報を効果的に区民や国内外に発信していきます。

(1) 世田谷の文化・芸術情報の収集・発信

文化・芸術に関する情報が区民に届き、興味や関心、さらには活動へと結びつくよう効果的な情報発信を行います。

様々な世田谷の文化・芸術に関する情報を、目的や対象とする相手を明確化し、ホームページ、アプリケーション、SNS等によるインターネットを通じた発信や、従来の紙媒体の広報等、多様な手法の情報発信をしていきます。民間と連携し、情報のネットワークを広げるとともに、SNSを活用し、一方通行の発信だけではなく、情報を享受する側からも発信し広がっていく仕組みに取り組んでいきます。

また、地域ごとの特徴や行動範囲に応じて集約していくことにより、より実用的で親しみやすい情報媒体となり、区全体の活性化につなげていきます。

【取組内容】

世代や目的に合わせた情報発信

- ・ ホームページ、アプリ、SNSや冊子など多様な媒体を使用した情報発信
- ・ SNSを活用した受け手側から広がる情報発信の仕組みづくり

地域の特色に応じた情報発信と取組みの創出

- ・ 交通沿線や広域文化拠点を軸としたエリアごとの文化情報の発信

【取組み例】

- ・ 文化施設ごとのSNSの取組み

- ・展示会での撮影スポットの設置
- ・文化情報誌の発行
- ・せたがや文化マップの発行
- ・世田谷デジタルミュージアム
- ・観光アプリの活用

(2) 世田谷の文化・芸術の魅力を高め・広める取組み

世田谷区は東京 2020 大会の馬術競技の会場となっており、国内外から多くの人
が世田谷区に訪れます。これを契機に、世田谷の文化的資源を活用し、行政、民間、
NPO 団体、区民等が連携して、世田谷の魅力を高めていく取組みを推進してい
きます。また、文化・芸術と観光分野の連携した取組みを展開し、情報発信力の強化
と、地域の文化・芸術事業と連動したプロモーションを推進していきます。

【取組内容】

文化・芸術の力を活かしたシティプロモーションの推進

- ・まちなか観光と連携したシティプロモーションの取組み
- ・国内の劇場・美術館等との共同制作、連携公演、海外公演

【取組み例】

- ・世田谷アートタウン三茶 de 大道芸の実施
- ・世田谷プロモーションビデオの制作
- ・創作事業等の国内劇場巡回
- ・海外招へい・国際共同制作・事業

【関連計画】 世田谷区産業振興計画

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットや SNS の活用 ・多様な情報媒体の活用 ・エリアごとの文化発信 ・二子玉川、三軒茶屋、下北沢を地域活性化の重要な拠点
第2期	施策目標5 - 2文化・芸術に関する情報発信 (1)区内の文化・芸術情報の収集・発信 (2)各種メディアとの連携、協力

2 親しむ

文化・芸術の力は、心に潤いをもたらし、ゆとりを感じる力があります。区内の文化施設では、国内外に誇れる演劇、音楽、美術、文学など多彩な公演や企画展が行われています。また、各地域では、まちの魅力を高め、活性化を図るため、地域の文化資源や地域の文化・芸術団体、施設と連携を図りながら、さまざまな文化・芸術活動が展開されています。また、これらの活動を契機に、新たに文化・芸術活動に関心を持つ区民が増えています。

高齢者や障害者、外国人等、区民の誰もが、これらの文化・芸術活動にふれ、体験・参加し、気軽に親しむことができる機会を充実していきます。

(1)文化・芸術を身近に鑑賞・体験できる機会の充実

年齢や障害の有無、また、経済的状况に関わらず、誰もが文化・芸術に親しんでもらうため、地域や団体、民間施設等と連携し、まちなかでの音楽公演や巡回展示、体験教室等を行うアウトリーチ活動を積極的に行います。

また、幅広い年齢層が関心をもてる展示や関連ワークショップ、親子向けのコンサートなど、気軽に参加できるプログラムを実施する一方で、芸術性や専門性の高い公演や展示など、幅広い層に応じたプログラムを展開し、区民の誰もが鑑賞し、参加するなど文化・芸術に親しむことができる機会を提供していきます。

【取組内容】

- 暮らしの中で身近に文化・芸術を親しむことができる機会の充実
- ・ 区民生活の場で展開するアウトリーチ事業
 - 様々な年齢層に応じた文化・芸術に親しむ機会の充実
- ・ 漫画や映画、絵本等ジャンルに捉われない展示の実施
- ・ 親子で楽しめるファミリー向けコンサート
- ・ 様々な年齢層を対象としたワークショップ
- ・ 芸術性の高い公演事業

【取組み例】

- ・まちかどコンサート
- ・どこでも文学館
- ・企画展示事業
- ・国内演劇創作事業
- ・多様なジャンルの演奏会

意見	・区民参加率、関心の低下 ・文化的活動の参加の促進
第2期	施策目標1 - 1ライフステージやその人の状況に応じた機会の充実 (1)芸術性の高い文化・芸術を鑑賞する機会の充実 (2)文化・芸術を体験・活動する機会の充実

(2)だれもが文化・芸術にふれあうことのできる取組み

高齢者や障害者、子育て中の保護者など、区民の誰もが文化・芸術にふれ親しむための、ユニバーサルデザインの考え方に基づくソフト・ハードの環境整備に取り組みます。文化施設の改修や、福祉施設等にアーティストを派遣し、音楽や演劇を鑑賞する機会を充実していきます。また、子育て世代の方が気軽に文化・芸術を鑑賞できるよう、ひととき保育など環境の整備を推進していきます。

東京 2020 大会を契機とした取組みとして、多くの外国人が世田谷を訪れることから、多言語化を推進し、外国の方に世田谷の文化・芸術の魅力にふれ、親しんでもらえるよう環境を整備していきます。

【取組内容】

高齢者や障害者、外国人を含め多様な人が親しむ機会の充実

- ・展示や公演に伴う一時託児サービスの実施
- ・文化施設のユニバーサルデザインによる整備
- ・文化施設へ訪れることができない人への訪問公演

【取組み例】

- ・ひととき保育
- ・障害者の芸術鑑賞サポート
- ・施設内サイン、展示等の多言語対応
- ・ホームページやリーフレット・冊子等の多言語情報発信
- ・高齢者・障害者施設等への出張演劇公演
- ・福祉施設を訪問するまちなかコンサート
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設の改修

【関連計画】 せたがやノーマライゼーションプラン、世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画

意見	・各々のライフステージを繋げる仕組み ・ゆとりの無い人への文化的活動を促す ・所得、時間、教育暦の違いに対応する ・施設の整備やバリアフリーへの対応
第2期	施策目標1 - 1ライフステージやその人の状況に応じた機会の充実 (3)誰もが文化・芸術に親しむことができる取組みの充実

3 支える

区内には、若手の俳優や画家など、次の時代を担う文化・芸術家が世田谷を拠点に活動しています。また、区民の音楽や演劇の団体等が、さまざまな文化・芸術活動を行っています。さらに、日本文化の魅力を広めるために、地域やNPO団体などが活発に活動を繰り広げています。区内を拠点に活動する次代を担う芸術家等や区民の文化・芸術活動を支えていくことは、世田谷の文化・芸術の魅力を高めることにつながっていきます。

また、高齢社会の到来により、高齢者の文化・芸術活動への参加やボランティアとして世田谷の文化・芸術活動を支える区民が増えていくことが見込まれることから、今後の世田谷の文化・芸術活動を支えていく仕組みづくり・取組みを推進していきます。

(1) 区民の文化・芸術活動の支援

区民の文化・芸術活動を促進するため、団体との事業連携や、運営面での支援、発表機会の提供に取り組んでいきます。また、区内の活動場所が不足していることから、老朽化で改修を予定している公共施設の整備をはじめ、区内の大学や民間文化施設と連携し、文化・芸術活動が可能な場所の情報提供などに努めていきます。

世代の違いや障害の有無に関わらず多様な文化・芸術活動の支援を行っていくため、区民が身近に文化・芸術活動を取組める場の充実を図っていきます。また、障害者の創作活動を支援し、作品の魅力を区民へ発信するとともに、障害者が文化・芸術活動に参加しやすい環境の整備に努めていきます。

【取組内容】

区民の自主的な創作活動の支援、機会の充実

- ・ 事業に対する助成等の支援
- ・ 文化・芸術団体との連携・協働事業
- ・ 大学や民間施設と連携した発表や場所の情報の充実
- ・ 文化情報誌の発行

世代の違いや障害の有無に関わらず、文化・芸術活動ができる支援の取組み

- ・ 高齢者の文化活動の支援

- ・障害者の創作活動の支援、発表の機会の充実

【取組み例】

- ・区民活動団体の文化・芸術事業への助成
- ・世田谷芸術百華
- ・世田谷パブリックシアター フリーステージ
- ・せたがやバンドバトル
- ・区民絵画展・写真展
- ・市民活動支援コーナー・セミナー
- ・いきいき世田谷文化祭
- ・生涯大学、世田谷市民大学
- ・障害者の美術展

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術団体への中間支援機能 ・既存施設の活用
第2期	<p>施策目標2 - 1区民の自主的な文化・芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)芸術性の高い文化・芸術を鑑賞する機会の充実 (2)文化・芸術を体験・活動する機会の充実 (3)誰もが文化・芸術に親しむことができる取組みの充実

(2)世田谷の文化・芸術を支える人材の支援

これからの文化・芸術の創造を担う若手芸術家の支援や、その創作活動を支える、舞台技術者や学芸員などの専門的な人材の育成・支援に取り組んでいきます。

また、東京 2020 大会を契機に、高齢者をはじめ、区民がボランティアに参加・活動しやすい環境を整備し、文化施設等で実施する事業に積極的に参加してもらい、生きがいや心の豊かさにもつなげていきます。

【取組内容】

- 文化・芸術を創造・支える人材の育成・活動支援
- ・若手芸術家を顕彰・支援する取組み実施
- ・専門講座やプログラムの実施

- ・文化施設での研修生の受入れ
ボランティアの活動支援、機会の充実
- ・各館ボランティア募集及び事業への活用

【取組み例】

- ・芸術アワード“飛翔”
- ・創造へ向けた人材育成調査研究プログラム
- ・学生インターンの受入れ
- ・学芸員資格取得実習等の受入れ
- ・美術館鑑賞教室解説員
- ・世田谷アートタウンのボランティア募集・運営
- ・子どもボランティアの募集

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のボランティア活動の推進 ・公的な支援に対するコンセンサスの可能性 ・民間の文化施設や団体との連携
第2期	<p>施策目標2 - 1区民の自主的な文化・芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)芸術性の高い文化・芸術を鑑賞する機会の充実 (2)文化・芸術を体験・活動する機会の充実 (3)誰もが文化・芸術に親しむことができる取組みの充実 <p>施策目標3 2 文化・芸術の創造を担う人材の育成と新たな創造</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)文化・芸術を創造する人材の発掘、育成 (2)文化・芸術創造活動を支える人材の育成 (3)世田谷ならではの、新たな文化・芸術の創造

4 育む

乳幼児期から文化・芸術にふれることが、想像力と創造性を育み、多様な価値観を受け入れ、人と人との絆を結ぶ社会の基盤を形成していくことが期待されます。絵本を通じて物語の世界を楽しむことや自然環境とのふれあい、動物園、植物園、美術館などで本物の事象にふれることも興味・関心を広げるきっかけとなり、この積み重ねが、感受性を豊かにしていくことにつながります。区では、これまで、主に小中学生を対象に、美術の鑑賞教室や演劇によるワークショップ、世田谷ジュニアオーケストラの支援などを行ってきました。次の時代を担う子どもたちを育むために、これまでの取組みに加え、乳幼児期から遊びの中で、文化・芸術に気軽にふれられる機会の提供を充実させていきます。

(1) 子どもの創造性を育む取組みの推進

子どもの頃から文化・芸術に触れ、体験することは、子どもたちの豊かな感性や創造力を育み、コミュニケーション力や生きる力を高めることにつながります。家庭環境に関わらず全ての子どもや青少年が文化・芸術に親しむことができるよう、保育園や幼稚園、学校等教育現場や各文化施設と連携し、年齢に応じた文化・芸術を体験・創造する機会を充実させていきます。

また、子ども・青少年の文化・芸術の学習・表現活動を高める取組みとして、様々なジャンルのプログラムを展開するとともに、子どもだけでなく保護者にも関心をもってもらうことにより、子ども達の参加に繋げていくよう、学校やその他関係機関と連携した取組みを推進していきます。

【取組内容】

- 乳幼児から青少年まで年齢に応じた文化・芸術を鑑賞・体験できる機会の充実
- ・ 鑑賞教室の実施
- ・ 保育園、幼稚園と連携した乳幼児向けの文化・芸術プログラムの実施
- ・ 子ども向けプログラムのリーフレット発行、関係機関との広報の連携

創造性を育み、高める体験・学習機会の充実

- ・せたがやジュニアオーケストラの運営
- ・小中学生を対象とした体験学習
- ・プロミュージシャンの長期指導によるワークショップ

【取組み例】

- ・古典芸能鑑賞教室、美術鑑賞教室
- ・子どもワークショップ
- ・(仮)幼稚園・保育園における出前事業
- ・遊びと学びの子どもプロジェクト
- ・せたがやジュニアオーケストラ
- ・ドリームジャズバンド・ワークショップ

【関連計画】 第2次教育ビジョン、世田谷区子ども計画(第2期)、
世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン、世田谷区立図書館ビジョン

意見	・鑑賞教育の重要性 ・就学前の子どもたちへの支援 ・学校との連携
第2期	施策目標4 1 子どもや青少年が文化・芸術にふれる機会の提供 (1)文化・芸術を鑑賞・体験する機会の提供 施策目標4 2 子どもや青少年の文化・芸術活動の支援 (1)子どもや青少年の創造性を育み、高める取組みの充実 (2)地域における子どもや青少年の文化・芸術の表現機会の充実

5 活かし・つなぐ

歴史的建造物などの歴史的資産を含めた風景といった文化的資源を活かしたまちづくりを進めることが、生活の中に文化を感じ、世田谷ならではの魅力の発信につながります。また、「世田谷のボロ市」や「浄真寺のお面かぶり」をはじめとした、地域に支えられ、人々の生活と深く結びついてきた、季節感のある伝統文化が残されています。今後も、人々の暮らしの中で、育まれてきた幅広い文化を活用し、保存・継承していく取組みを進めていきます。

また、地域や民間施設、NPO 団体と連携を図りながら、世田谷の文化的資源や文化・芸術を活かしたまちの魅力づくりを進めていくとともに、海外との姉妹都市交流や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたアメリカ合衆国をはじめとしたさまざま国との文化交流を進めていきます。

(1) 世田谷の文化的資源や伝統文化を活かし継承する取組みの推進

地域の中で文化財を保存・活用していくには、地域住民との連携が不可欠であり、行政と区民が協働した地域ぐるみの取組みが必要です。また、身近にある歴史的建造物などを次代に残していくため、文化的資源の視点を広く捉えられるよう、価値や魅力を伝え、保存していく取組みを推進していきます。

また、そうした文化的資源を活用して、昔あそび体験や郷土学習の場など、世田谷の文化の継承に取り組んでいきます。

【取組内容】

- 文化の歴史を学び、次代へつなぐ取組み
- 文化的資源の保存・継承・活用

【取組み例】

- ・ 地域伝統行事の活動支援
- ・ 民家園での体験事業
- ・ 世田谷デジタルミュージアム

- ・文化財ボランティア養成講座
- ・無形民俗文化財に関する講演・講習の支援
- ・風景づくりに関する情報の提供

【関連計画】 第2次世田谷区教育ビジョン、世田谷区文化財保存活用基本方針、
風景づくり計画

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに対する伝統芸能・文化の継承 ・近代等の文化資源に対する検討
第2期	<p>施策目標1-2暮らしの中で文化にふれ、感じることができるまちづくり</p> <p>(1)世田谷らしい風景を活かす取組み</p> <p>施策目標3-1世田谷の歴史・伝統文化の継承と活用</p> <p>(1)歴史的文化財、伝統文化の継承と発展のための支援</p> <p>(2)地域の歴史・伝統文化にふれる機会の充実</p>

(2)文化・芸術の力を活かしたまちの魅力づくり

区内には、自然、歴史的建造物、文化施設や商店街など様々な魅力的な資源が点在しています。個人や団体、地域、民間施設、大学など様々な主体と連携して、地域ごとの特色に応じた文化的資源をつなぎ合わせ、地域の魅力を高め、賑わいの創出や産業の活性化、地域コミュニティの形成に繋げていきます。

【取組内容】

- 様々な主体と連携・協働し、文化・芸術の力でまちの魅力を高める取組み
- ・文化・芸術を活用した観光事業の推進
 - ・地域行事への文化施設の参加・支援
 - ・大学や民間文化施設、芸術団体との連携事業

【取組み例】

- ・商店街アートプロジェクト
- ・区内大学との連携ワークショップ
- ・区内美術館との連携事業
- ・まちなか観光と文化施設の連携

- ・世田谷芸術百華の開催
- ・地域行事におけるワークショップ
- ・風景づくり活動団体の支援

意見	・観光との連携
第2期	施策目標5 - 1 文化・芸術の波及力を活用した地域づくり (1)文化・芸術による地域コミュニティの活性化

(3) 多文化共生と国際交流の推進

東京 2020 大会を契機として、国内外から多くの人々が世田谷区を訪れます。世田谷の豊かな文化的資源を活かした国際交流に取り組んでいくことで、区の文化・芸術の魅力を発信していきます。また、諸外国の文化に親しみ、理解するなど、国際交流を通じた取組みを推進し、在住外国人の支援やまちの活性化につなげていきます。

【取組内容】

文化的事業を通じた相互理解、交流機会の充実

- ・アメリカとの文化交流の実施
- ・姉妹都市交流の充実
- ・異文化理解促進事業の支援

【取組み事例】

- ・アメリカ、姉妹都市国際交流事業
- ・国際文化理解を推進する講座
- ・海外招へい・国際共同制作事業
- ・東京2020大会に係る文化プログラム

【関連計画】 世田谷区産業振興計画

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・観光とのすり合わせ ・アメリカのホストタウンとしての交流 ・オリンピックを契機とした国際交流
第2期	<p>施策目標5 - 1 文化・芸術の波及力を活用した地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)文化・芸術による地域コミュニティの活性化 (1)多文化共生と国内・国際交流の推進

3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う区の文化・

芸術振興の取組み

グローバル化の進展に伴い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進む中で、文化・芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していく重要性が高まっています。

2020 年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えます。東京 2020 大会を文化の祭典としても成功させることにより、日本の文化や魅力を世界に示すとともに、文化・芸術の振興にとっても大きなチャンスです。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）では、東京 2020 大会を一過性のイベントとするのではなく、出来るだけ多くの人々が参画し、あらゆる分野で東京 2020 大会がきっかけとなって社会が変わったと言われるような大会を目指しています。そのために、様々な組織・団体がオリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら、東京 2020 大会に向けた参画、機運醸成および大会後のレガシー創出に向けたイベント・事業等が実施できる仕組みである「東京 2020 参画プログラム」として実施していくことになっています。「東京 2020 参画プログラム」は、「スポーツ・健康」、「街づくり」、「持続可能性」、「文化」、「教育」、「経済・テクノロジー」、「復興」、「オールジャパン・世界への発信」の 8 つの分野から構成されています。

また、世田谷区では東京 2020 大会を「契機」として捉え、大会後のレガシー創出を見据えた取組を推進するために「2020 年に向けた世田谷区の取組み ～東京 2020 大会後を見据えて～」を策定し、観光、スポーツ、国際、文化・芸術、環境、福祉、教育などの観点を踏まえ、8 つのテーマを掲げ、取組みの方向性と具体的な内容を示しています。

組織委員会の参画プログラムの活用や世田谷区の取組みを踏まえ、東京 2020 大会を契機とした取組みを、庁内関係所管やせたがや文化財団等と連携しながら、推進していきます。

2020 年に向けた世田谷区の取組み ～東京 2020 大会後を見据えて～ より

テーマ 6 文化・芸術の力で心豊かに暮らせる環境づくりを進めます

1. あらゆる人が文化・芸術に触れることができる環境を整備します
 - 文化・芸術に親しむことのできる環境づくり
 - 文化財の魅力向上
2. 世田谷の文化・芸術の魅力を国内外に発信します
 - 世田谷の文化・芸術の情報発信

第5章 計画推進の方策

1 成果指標

第3期計画における成果指標を定めるとともに、計画の最終年度における目標値を設定します。また、区の上位計画である「世田谷区新実施計画」における成果指標とも整合性を図ります。

【調整中】

成果指標	設定の理由	直近の状況	目標値
文化的環境に対する区民満足度	文化・芸術に親しめる環境の実現に向けた指標としているため	東京都区部 58.7%（平成28年11月、内閣府「文化に関する世論調査」）	
文化・芸術の鑑賞活動への区民参加の割合	誰もが文化・芸術に参加できる環境の実現に向けた指標としているため	東京都区部 63.3%（平成28年11月、内閣府「文化に関する世論調査」）	調整中
文化・芸術の創作活動等への区民参加の割合		東京都区部 31.2%（平成28年11月、内閣府「文化に関する世論調査」）	

2 庁内連携による推進

第3期計画は、文化・芸術の振興を、区民生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するため、まちづくりや教育、産業、福祉など幅広い分野を対象として、総合的に文化政策を推進するものです。

文化芸術振興基本法を改正し、文化芸術基本法に改められた法律では、乳幼児、

児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性を鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるように配慮すること、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮しなければならない旨の規定が基本理念に加えられました。

区では、これまでも、教育や福祉、産業、まちづくりなどとも連携を図りながら文化政策を推進してきました。

第3期計画の推進にあたっては、これまでの取組みや法の趣旨を踏まえ、これまで以上に、庁内における関係部署との連携・協力を進めていくことが重要になります。さらに、第3期計画の進捗状況や中長期的な文化・芸術政策のあり方、各部署との役割分担や連携方策等について整理していく必要があることから、庁内の連携の強化と組織的な体制の充実を図りながら、取組みを進めていきます。

3 公益財団法人せたがや文化財団との連携・協働による推進

せたがや文化財団は、区における質の高い文化・芸術事業の展開と区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、平成15年4月に設立されました。平成23年4月には公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を広げています。

区は、世田谷文化生活情報センター、分館を含む世田谷美術館、世田谷文学館の指定管理を、平成29年度から33年度までの5年間、引続き、せたがや文化財団に施設の指定管理業務を委託することになりました。

せたがや文化財団は、「文化・芸術にある創造性やその活動は、豊かなコミュニティ形成の推進力となり、地域を豊かにする」との基本理念のもと、文化・芸術が暮らしの中で身近なものとして、受け入れられ、また、暮らしに溶け込んでいく環境づくりに取り組んでいくとしています。そのために、生活デザイン、演劇(舞台)、音楽、美術、文学の5つの部門で蓄積してきた事業展開のノウハウを最大限に活かし、創造的な力を発揮し、地域における文化・芸術の普及や次世代に向けた育成活動を積極的に行うなど、魅力あふれる事業を展開してきています。

区は、文化・芸術施策の推進にあたり、区の文化政策の課題等を具体的にせたがや文化財団に伝え、情報を共有するなど、双方向のコミュニケーションを深めつつ、

せたがや文化財団の持つ制作企画力と高い専門的知見、更にはこの間、せたがや文化財団の基本理念の下に蓄積された事業展開のノウハウを十分に活かすことにより、一層、文化・芸術の力を発揮していく取組みを進めていきます。

区民をはじめ、区の内外へも世田谷区の文化・芸術の魅力を発信していくには、より一層、広報に力を入れることが必要です。これまでも、せたがや文化財団の事業は、多方面から様々な反響があり、それが、世田谷の文化・芸術の魅力にもつながってきました。このようなことから、せたがや文化財団の様々な事業は、区の文化・芸術に関する啓発・広報にもつながることから、区はせたがや文化財団と連携を図りながら、創意工夫しながら、文化・芸術施策の推進に取り組んでいく必要があります。

これまでも、区とせたがや文化財団は、文化・芸術振興の政策を実現する協働のパートナーとして連携してきました。今後も、さらにその連携を深め、せたがや文化財団の専門性を区の文化・芸術施策に活かすとともに、時代に則した文化・芸術施策を推進のために、区とせたがや文化財団とで率直な意見交換や協議をする場の構築など、協働体制の強化を図っていきます。

せたがや財団としての総合力を活かした情報の集積や提供を行い、世田谷区内の文化・芸術の情報交流の拠点としての役割を強化していきます。

さらに、区民、文化・芸術活動団体、アーティスト、民間施設、学校等の教育機関など、様々な文化・芸術活動を行う人々や団体に対して、情報提供や創造活動を支援する、中間支援機能⁴の充実を図るとともに、地域との協働体制の強化を図っていきます。

また、文化・芸術の先駆的な活動やその効果を検証・研究するなどの調査研究機能などせたがや文化財団の総合力、専門能力を活かし、区の文化・芸術政策の立案や執行などを連携しながら進めていきます。

4 産官民学(世田谷区・民間施設及び機関・NPO 法人等、大学) の取組み及び連携・役割分担

誰もが、身近に文化・芸術にふれることができるよう、多彩な文化・芸術の鑑賞機会を充実させるとともに、創作活動などを支援し、地域の文化・芸術活動への参

⁴ 文化・芸術活動を教育や福祉などの他の領域とつなぐ調整機能、芸術団体やアーティストの創造活動を支援(情報やノウハウの提供、関係機関との交流ネットワークづくり、人材育成や研修プログラム実施など)する機能をいう。

加を促進する取組みが必要です。

これまでも、他自治体や民間の文化施設、NPO 団体、大学などとの協力を得ながら、文化・芸術施策を推進してきましたが、一層、連携を図りながら展開していく必要があります。

区は、今後も、文化・芸術活動を行う人々や団体、地域コミュニティ、民間の文化施設、NPO 団体、大学などとの連携を強化し、協働しながら、幅広い総合的な文化政策を展開していきます。

また、大学や民間企業、報道機関、NPO 団体等との連携・協働を図りながら、世田谷の文化・芸術の魅力を高めるとともに、教育や福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の魅力・活性化を図っていきます。

特に、教育・研究機関である大学とは、文化・芸術関連施設等の現場との連携を強化し、学芸員やアートマネジメント等の専門人材育成に貢献するとともに、文化施設の充実につなげていけるようにしていきます。さらに、大学と民間施設、財団、区等との連携により、文化政策に関する調査研究や政策提案における協働、先進的で実験的な文化事業等を進めることも視野に、幅広い連携・協働を進めることのできる体制を目指していきます。

資料編

- 1 (仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱・・・54
- 2 世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿・・・55
- 3 世田谷区文化・芸術懇話会名簿・・・55
- 4 世田谷区区民意識調査(平成29年5月実施)「文化活動について」・・・56
- 5 区政モニターアンケート(平成28年11月実施)「世田谷区の文化・芸術振興施策について」・・・62
- 6 文化芸術基本法・・・71
- 7 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例・・・80

1 (仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱

平成29年1月11日

28世文芸第271号

(目的及び設置)

第1条 (仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画(以下「計画」という。)の策定に係る事項を検討するため、(仮称)世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の案について検討し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、生活文化部長の職にある者及び学識経験者、公募する区民等のうちから区長が委嘱する委員15名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は委員以外の者に必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化部文化・芸術振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

2 世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿

氏名	役職・所属団体等	備考
大野 順二	東京交響楽団専務理事	
垣内恵美子	政策研究大学院大学教授	副委員長
加藤 隆康	区民公募委員	
川崎 賢一	駒澤大学教授・世田谷市民大学運営委員	委員長
北畠 輝幸	株式会社 集英社 取締役	
城倉 茂	(公財)せたがや文化財団事務局長	
田中 文子	世田谷区生活文化部長	
名児耶 明	五島美術館副館長	
早川 忠治	世田谷区郷土芸能保存会会長	
福田 里香	区民公募委員	
森本 千絵	(株)goen°主宰 コミュニケーションディレクター・アートディレクター	
米屋 尚子	(公社)日本芸能実演家団体協議会 実演芸術振興部長	

(敬称略：50音順)

3 世田谷区文化・芸術懇話会名簿

氏名	役職・所属団体等
池辺晋一郎	(公財)せたがや文化財団 世田谷文化生活情報センター音楽監督
垣内恵美子	政策研究大学院大学教授
川崎 賢一	駒澤大学教授・世田谷市民大学運営委員
菅野 昭正	(公財)せたがや文化財団 世田谷文学館館長
酒井 忠康	(公財)せたがや文化財団 世田谷美術館館長
田中 文子	世田谷区生活文化部長
永井多恵子	(公財)せたがや文化財団理事長・世田谷文化生活情報センター館長

(敬称略：50音順)

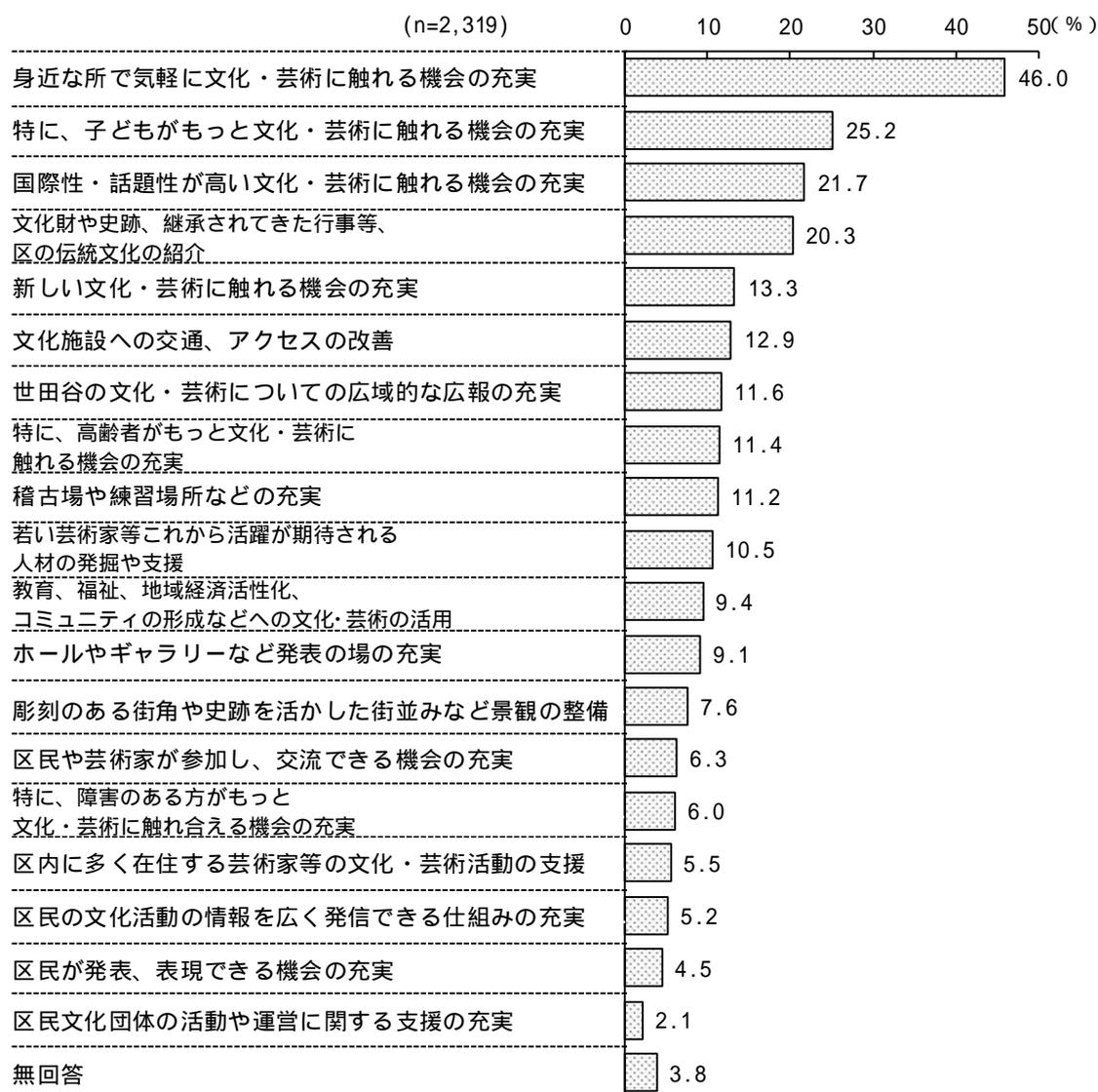
4 世田谷区区民意識調査（平成29年5月実施）「文化活動について」

区の文化の取組みとして重視すると良いこと

「身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実」が4割半ば

問16 世田谷区の文化の取組みとして、どのような内容を重視することが良いと思いますか。
(は3つまで)

図5-2-1



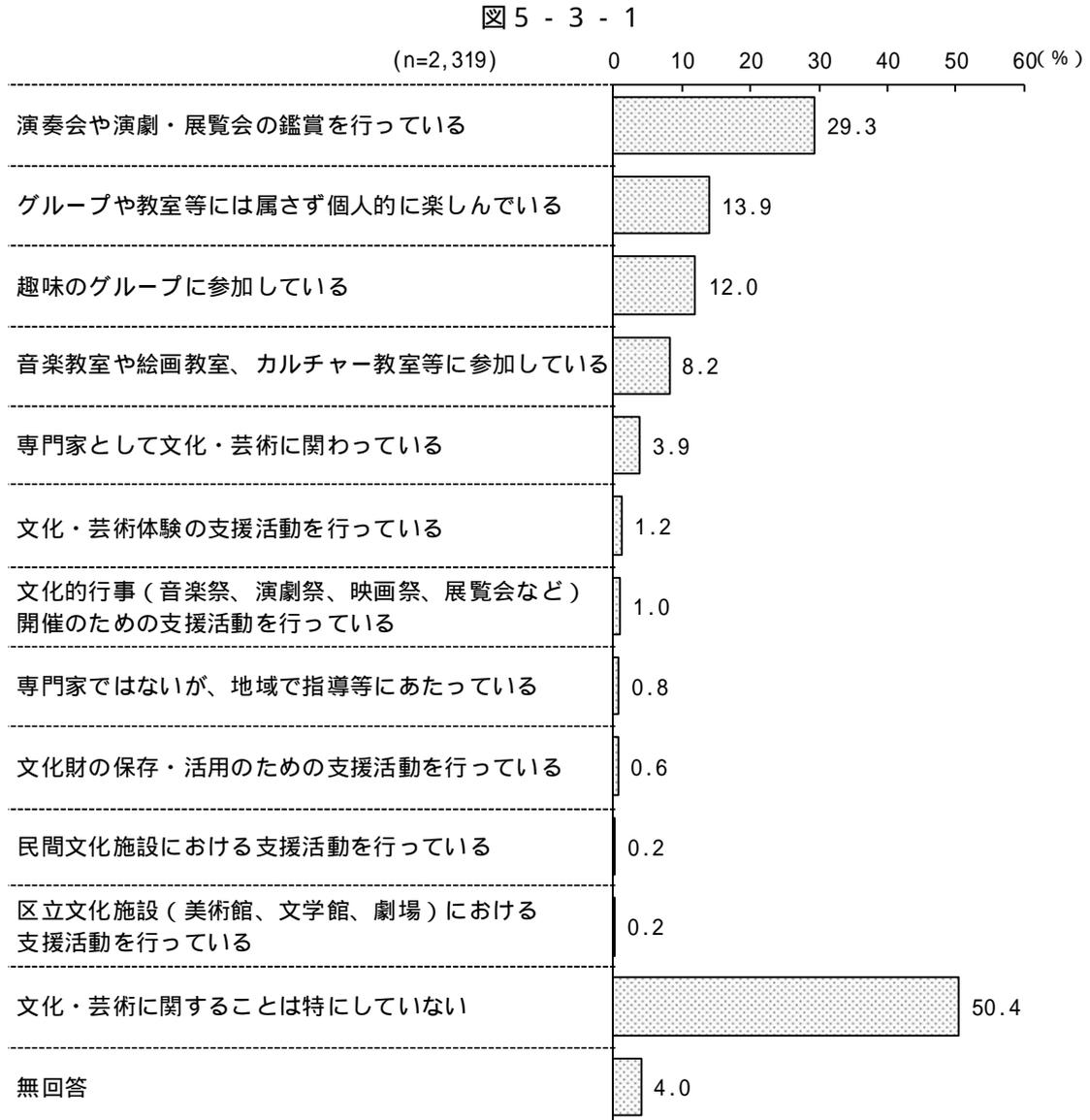
<調査結果>

区の文化の取組みとして重視すると良いことを聞いたところ、「身近な所で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実」(46.0%)が4割半ばで最も高く、次ぐ「特に、子どもがもっと文化・芸術に触れる機会の充実」(25.2%)は2割半ばとなっている。(図5-2-1)

文化・芸術に関わる活動について

「演奏会や演劇・展覧会の鑑賞を行っている」がほぼ3割

問17 あなたは文化・芸術に関わる活動を行っていますか。(はいいくつでも)



<調査結果>

文化・芸術に関わる活動についてについて聞いたところ、「演奏会や演劇・展覧会の鑑賞を行っている」(29.3%)がほぼ3割で最も高く、以下、「グループや教室等には属さず個人的に楽しんでいる」(13.9%)、「趣味のグループに参加している」(12.0%)などと続く。「文化・芸術に関することは特にしていない」(50.4%)は5割となっている。(図5-3-1)

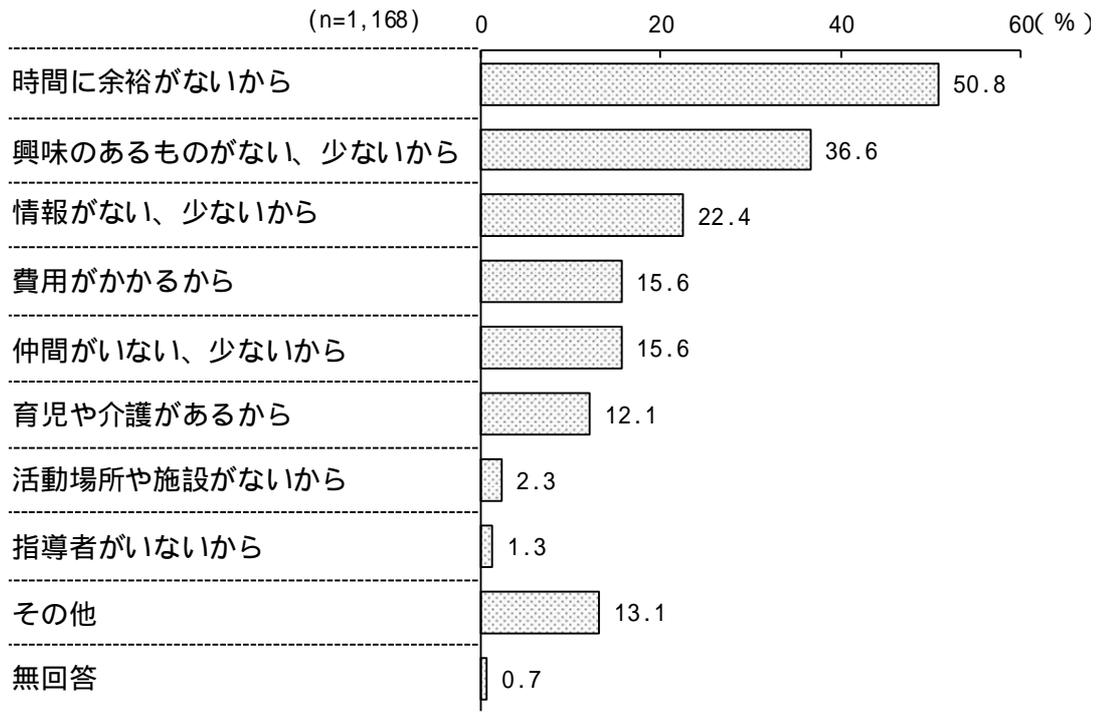
文化・芸術に関わる活動を行っていない理由

「時間に余裕がないから」がほぼ5割

(問17で「文化・芸術に関することは特にしていない」と答えた方に)

問17-1 文化・芸術に関わる活動を行っていない理由は何ですか。(は3つまで)

図5-4-1



<調査結果>

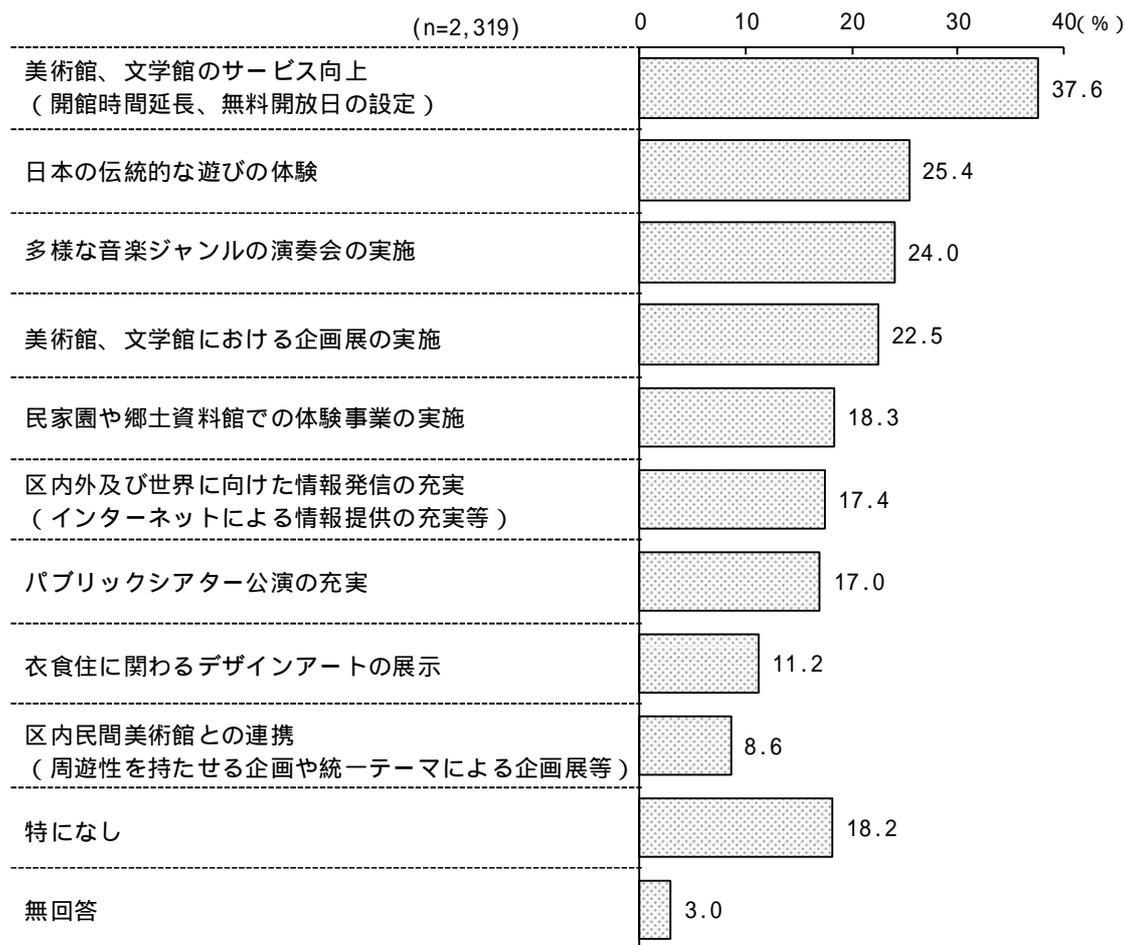
文化・芸術に関わる活動を行っていない理由について聞いたところ、「時間に余裕がないから」(50.8%)がほぼ5割で最も高く、「興味のあるものがない、少ないから」(36.6%)は4割近くとなっている。(図5-4-1)

今後必要だと思う文化の取組み

「時間に余裕がないから」が4割近く

問 18 東京 2020 オリンピック・パラリンピックはスポーツだけでなく文化の祭典でもあります。大会を契機として、今後、どのような文化の取組みが必要だと思いますか。
(はいいくつでも)

図 5 - 5 - 1



<調査結果>

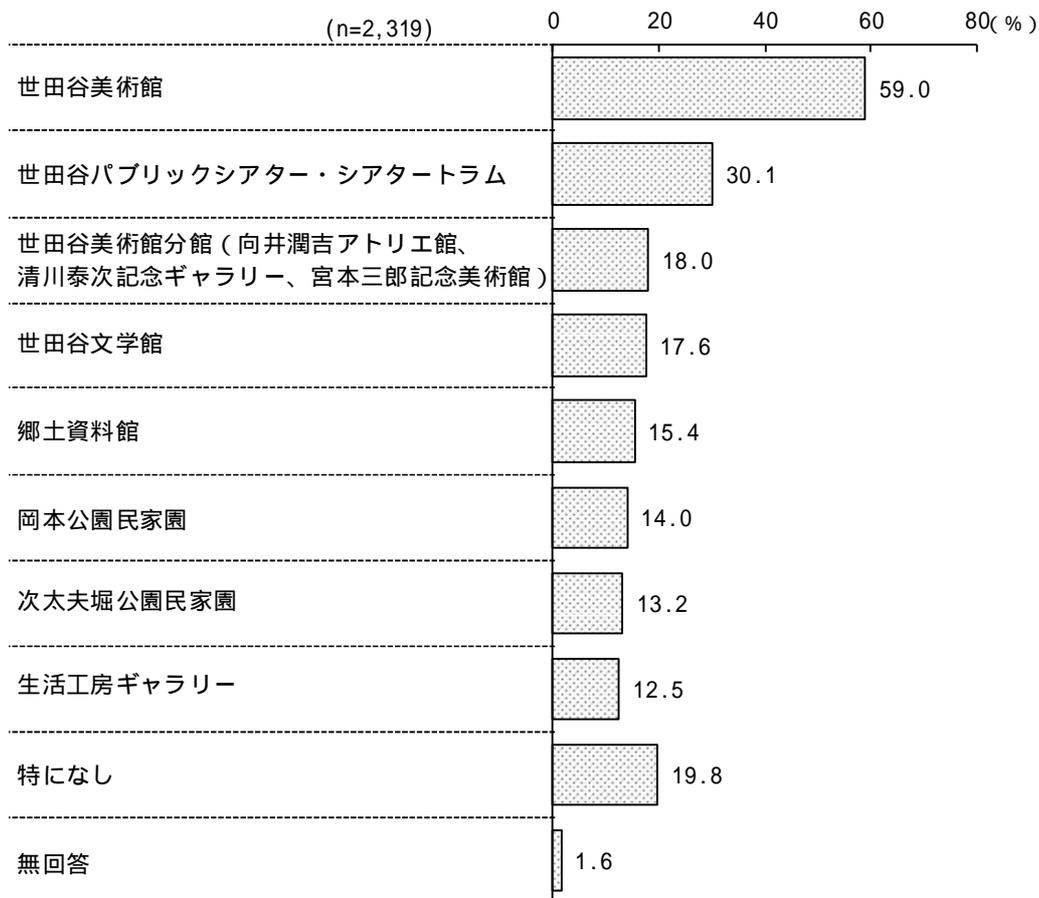
今後必要だと思う文化の取組みについて聞いたところ、「美術館、文学館のサービス向上」(37.6%)が4割近くで最も高く、「日本の伝統的な遊びの体験」(25.4%)、「多様な音楽ジャンルの演奏会の実施」(24.0%)は2割半ばとなっている。(図5-5-1)

区の文化施設で関心がある・行きたい施設

「世田谷美術館」が6割

問 19 区の文化施設で、関心があるもの、今後行きたいと思うものはどれですか。
(はいくつでも)

図 5 - 6 - 1



<調査結果>

区の文化施設で関心がある・行きたい施設について聞いたところ、「世田谷美術館」(59.0%)が6割で最も高く、「世田谷パブリックシアター・シアターラム」(30.1%)は3割となっている。(図5-6-1)

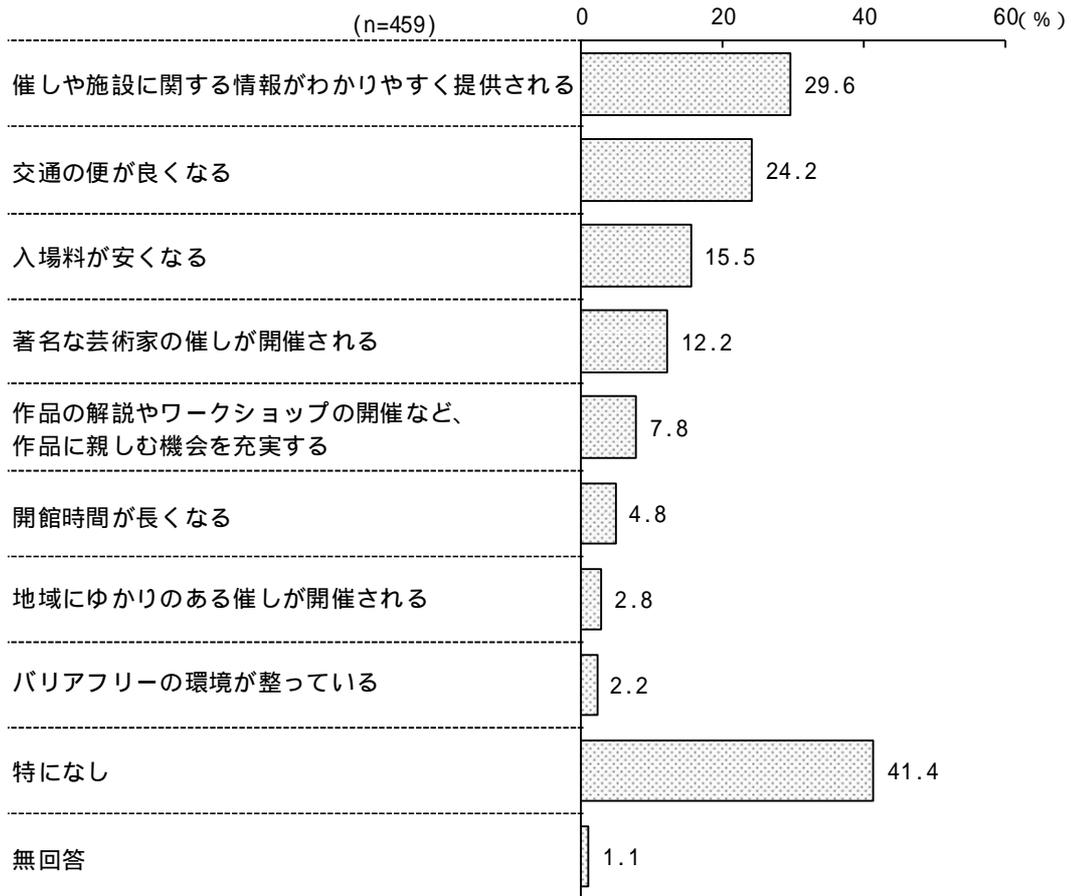
区の文化施設に行きたくなる条件

「催しや施設に関する情報がわかりやすく提供される」が3割

(問19で「特になし」と答えた方に)

問19-1 どうなれば区の文化施設に行きたいと思いますか。(は3つまで)

図5-7-1



<調査結果>

区の文化施設に行きたくなる条件について聞いたところ、「催しや施設に関する情報がわかりやすく提供される」(29.6%)が3割で最も高く、「交通の便が良くなる」(24.2%)は2割半ば、「入場料が安くなる」(15.5%)は1割半ばとなっている。(図5-7-1)

第4回 区政モニターアンケート結果

テーマ：「世田谷区の文化・芸術振興施策について」

平成28年11月実施

1. 調査目的

「世田谷区の文化・芸術振興施策について」

世田谷区では、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を制定し、様々な文化・芸術振興施策に取り組んでいます。平成26年に策定した「世田谷区第2期文化・芸術振興計画」に続く、平成30年度を初年度とする「世田谷区第3期文化・芸術振興計画」の策定に向け、文化・芸術に関する意識や区の文化・芸術施策へのご意見を頂き、計画策定の検討資料とするため、区政モニターアンケートを実施しました。

2. 調査設計

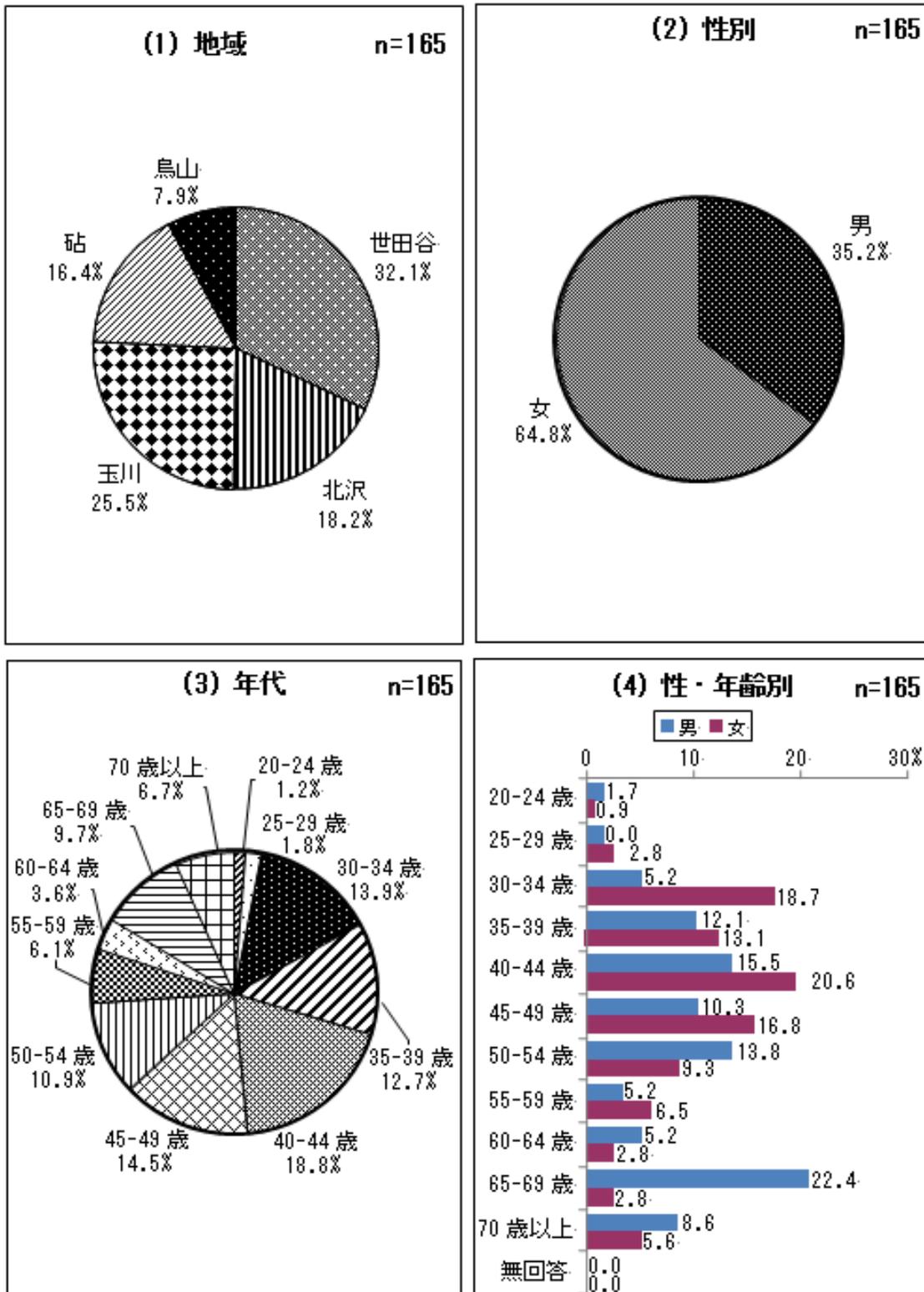
- (1)対象数 194人
- (2)調査方法 郵送配布・郵送回収法及びEメールによる送受信
- (3)調査期間 平成28年11月16日から11月30日
- (4)有効回答数 165人(回収率85.1%)

3. 数値の見方

- (1)数値についてはすべて百分比(%)で表示する。
- (2)百分比は回答者数(該当設問においては該当者数)を100%として算出し、本文および図表の数字はすべて小数点第2位を四捨五入してある。したがって比率の合計が必ずしも100%にならない場合がある。同様にいくつかの選択肢の小計が、本文中の数字と合致しない場合がある。
- (3)複数回答の設問は、すべての比率が100%を超えることがある。
- (4)特に断りがない場合、すべての設問のn値は165である。

n値とはサンプル数(アンケート回答件数)

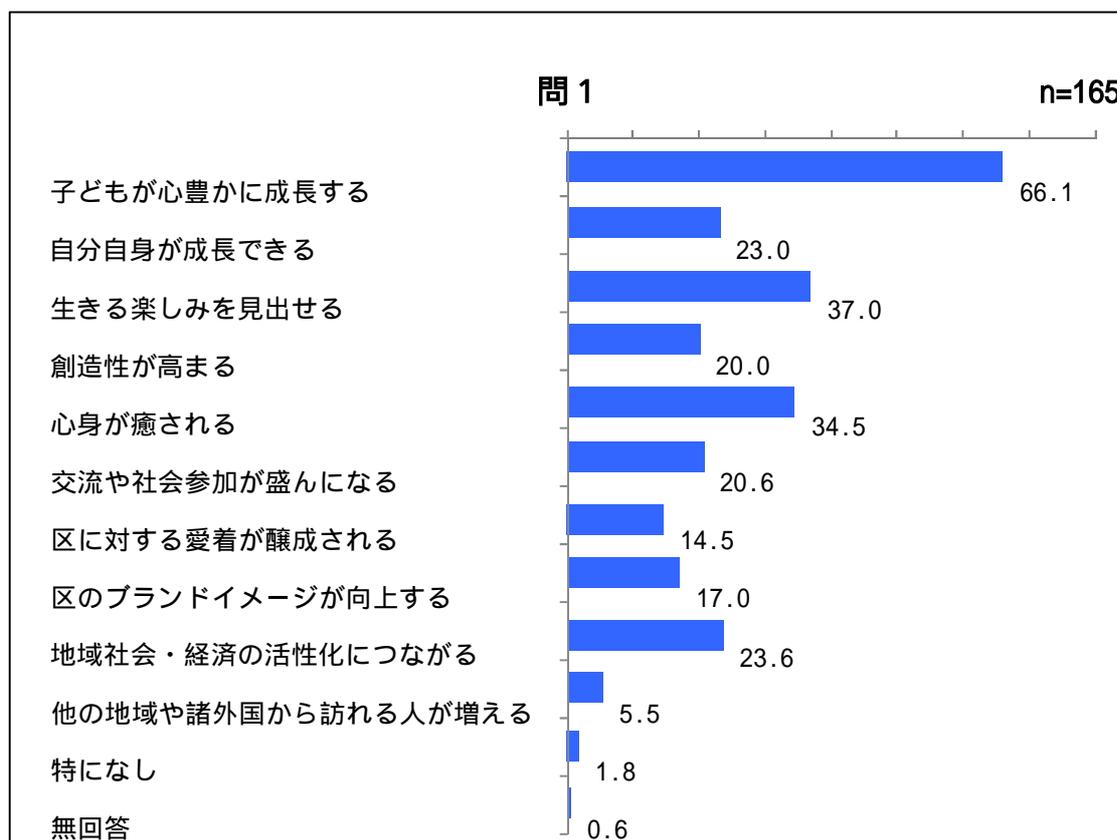
4. 標本構成



5. 質問と回答

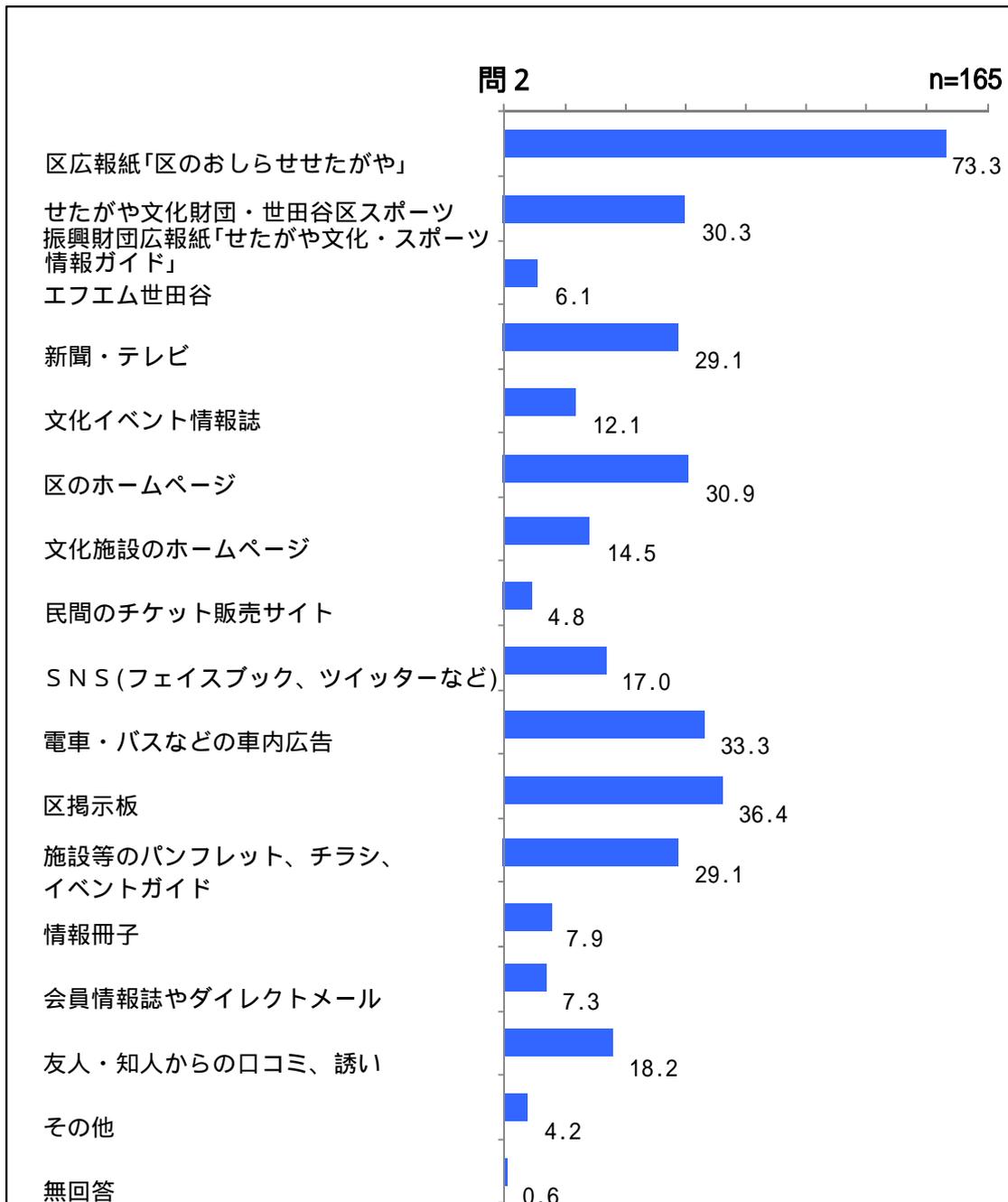
[世田谷区の文化・芸術振興施策について]

問 1 世田谷区の文化・芸術への取り組みについて、期待することはどれですか。(は3つまで)

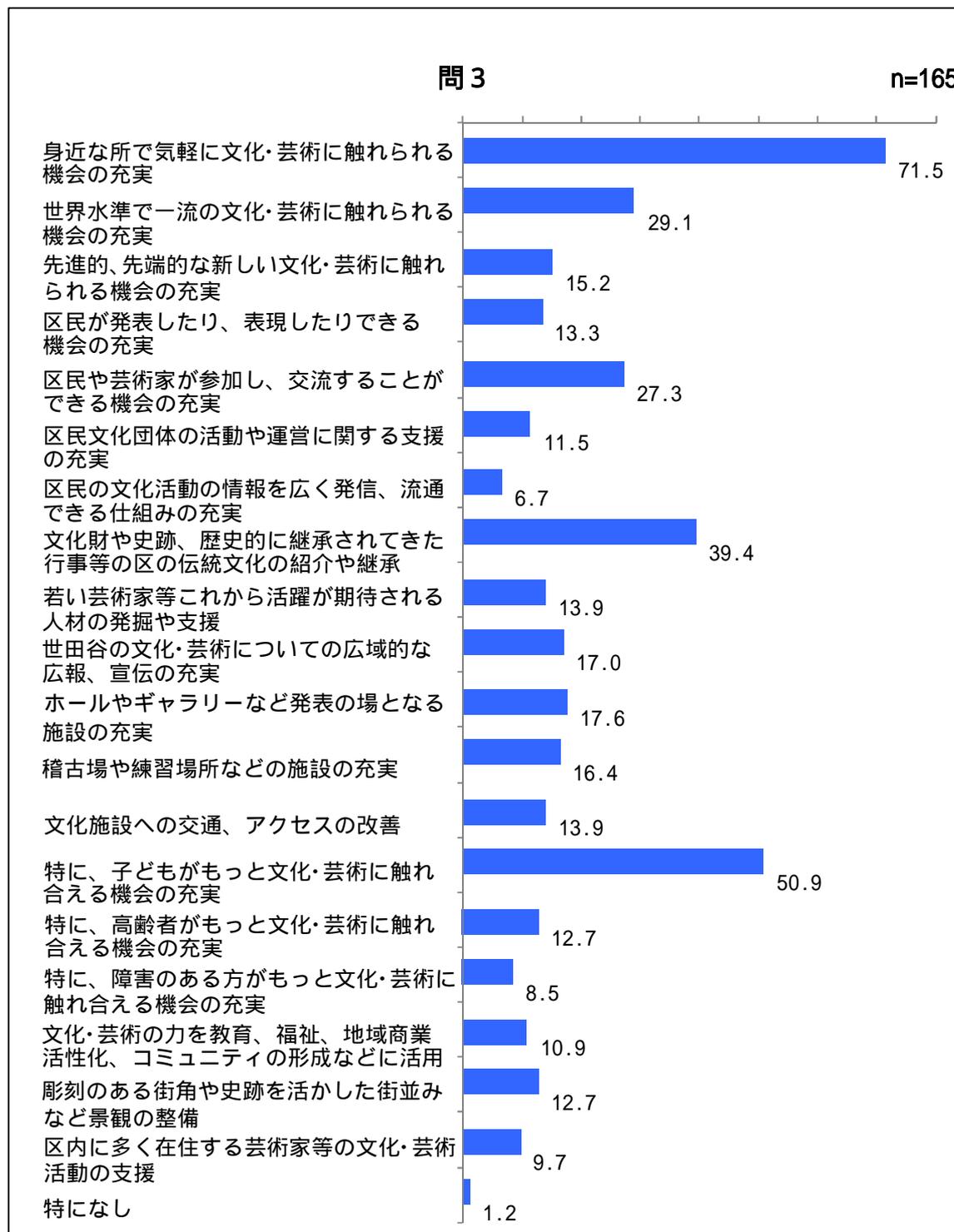


問2 文化・芸術に関する情報をどのような手段で入手していますか。

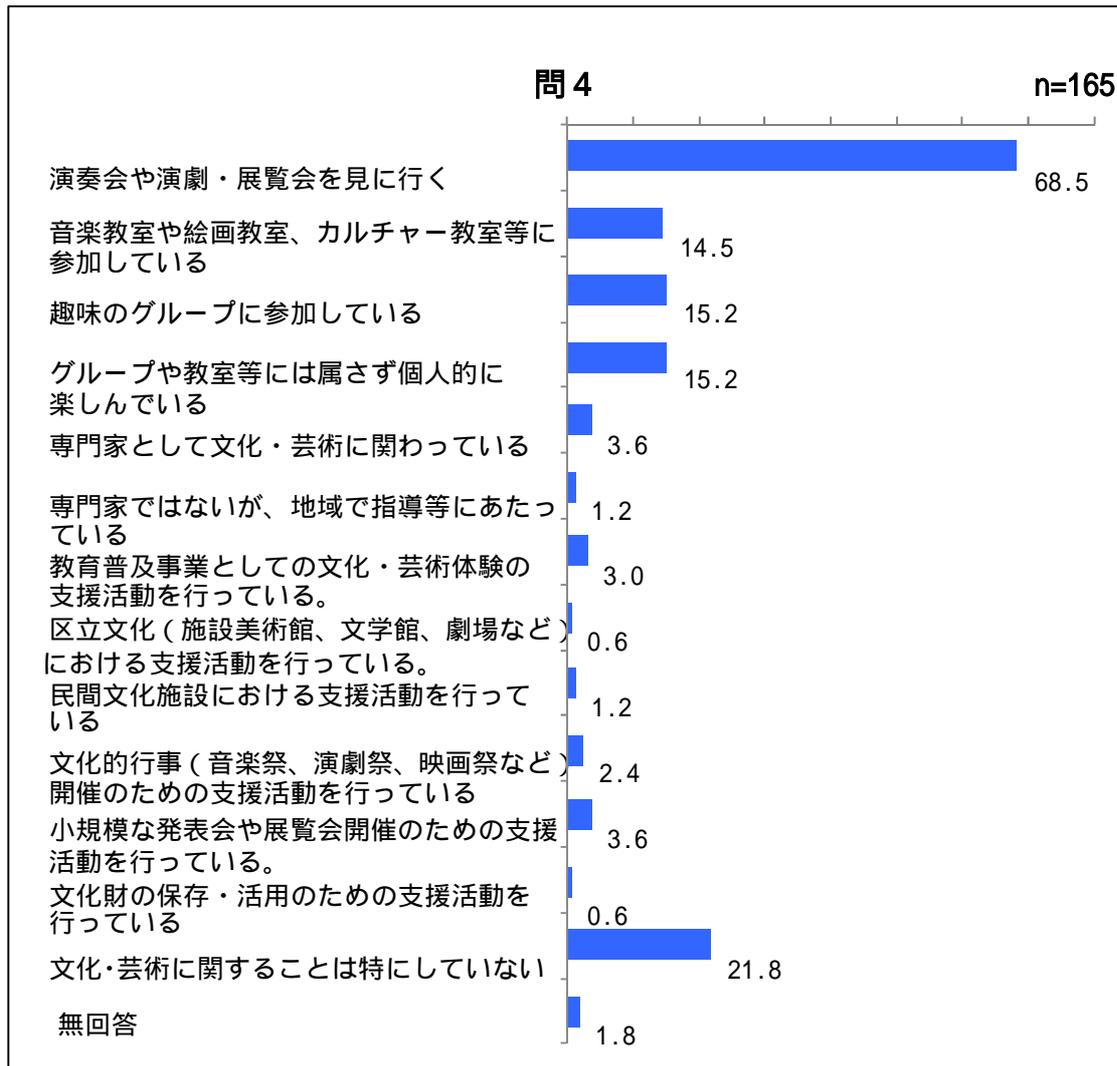
(は該当するもの全て)



問3 世田谷区の文化施策として、どのような内容を重視することが良いと思いますか。
(は5つまで)

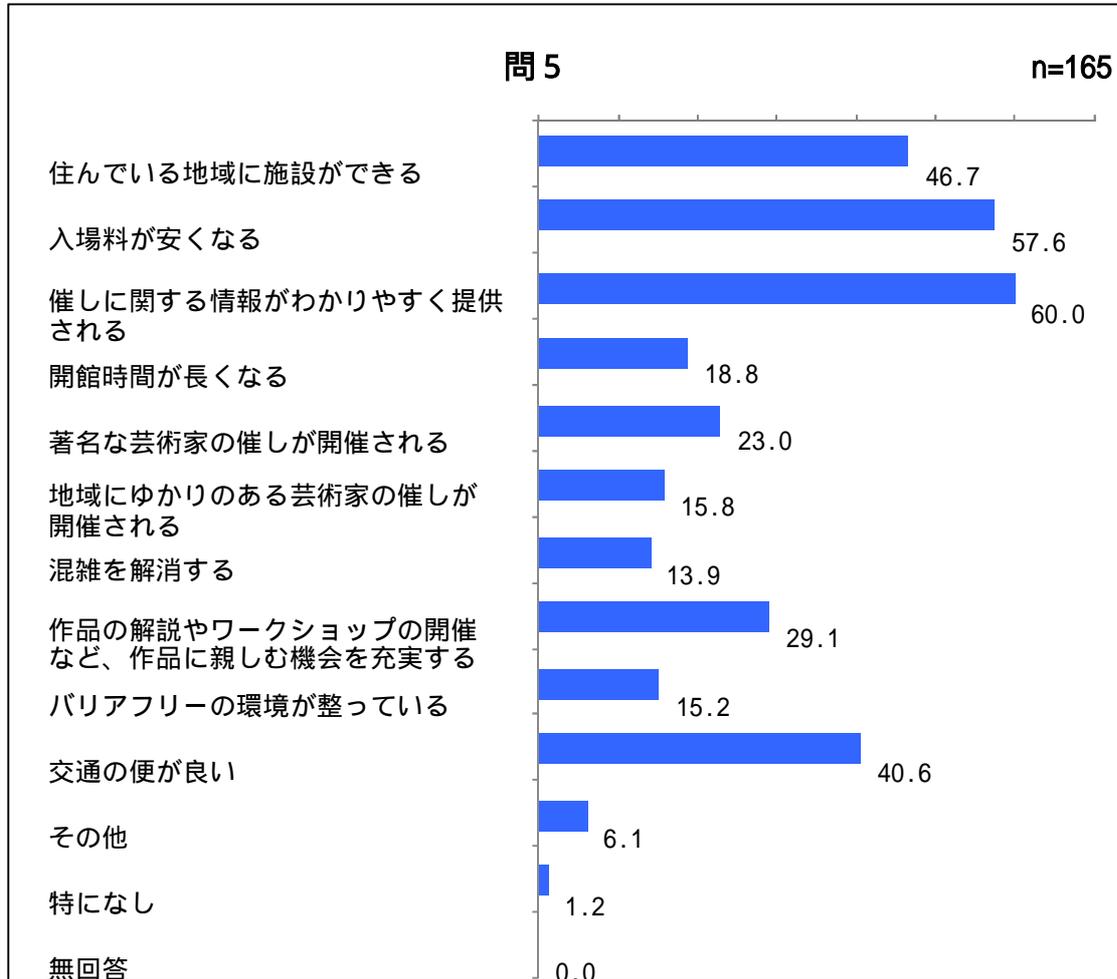


問4 文化・芸術に関わる活動を行っていますか。(は該当するもの全て)



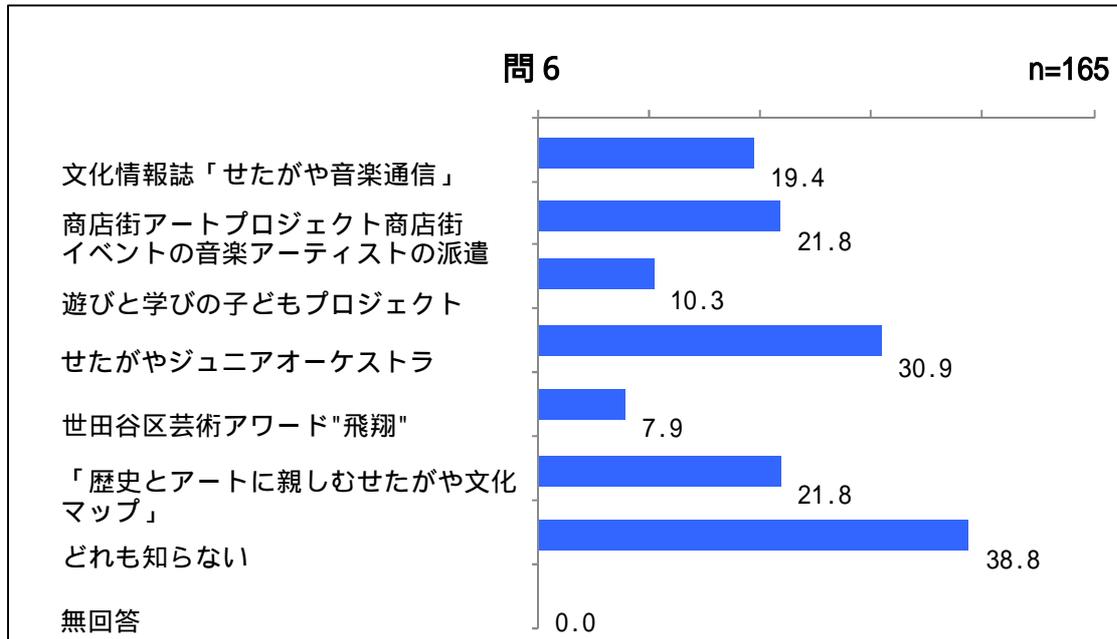
問5 どうすれば文化施設にもっと行きやすくなると思いますか。

(は該当するもの全て)



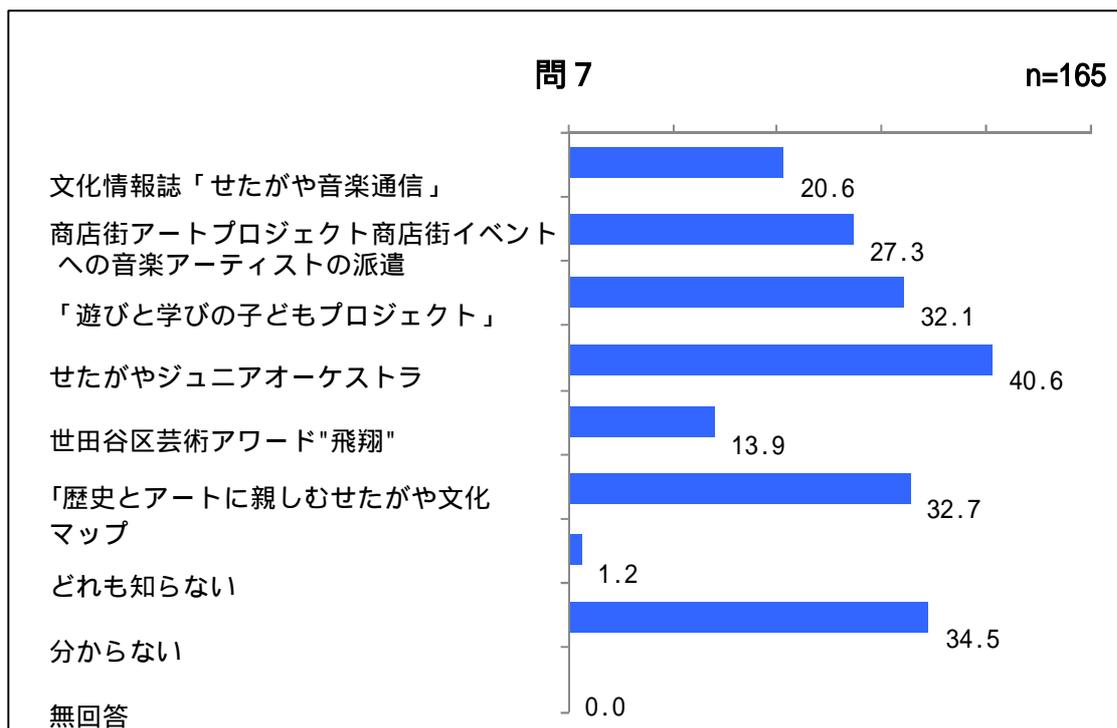
問6 区(または(公財)せたがや文化財団)が重点的に取り組んだ

事業のうち、ご存知のものはどれですか。(は該当するもの全て)



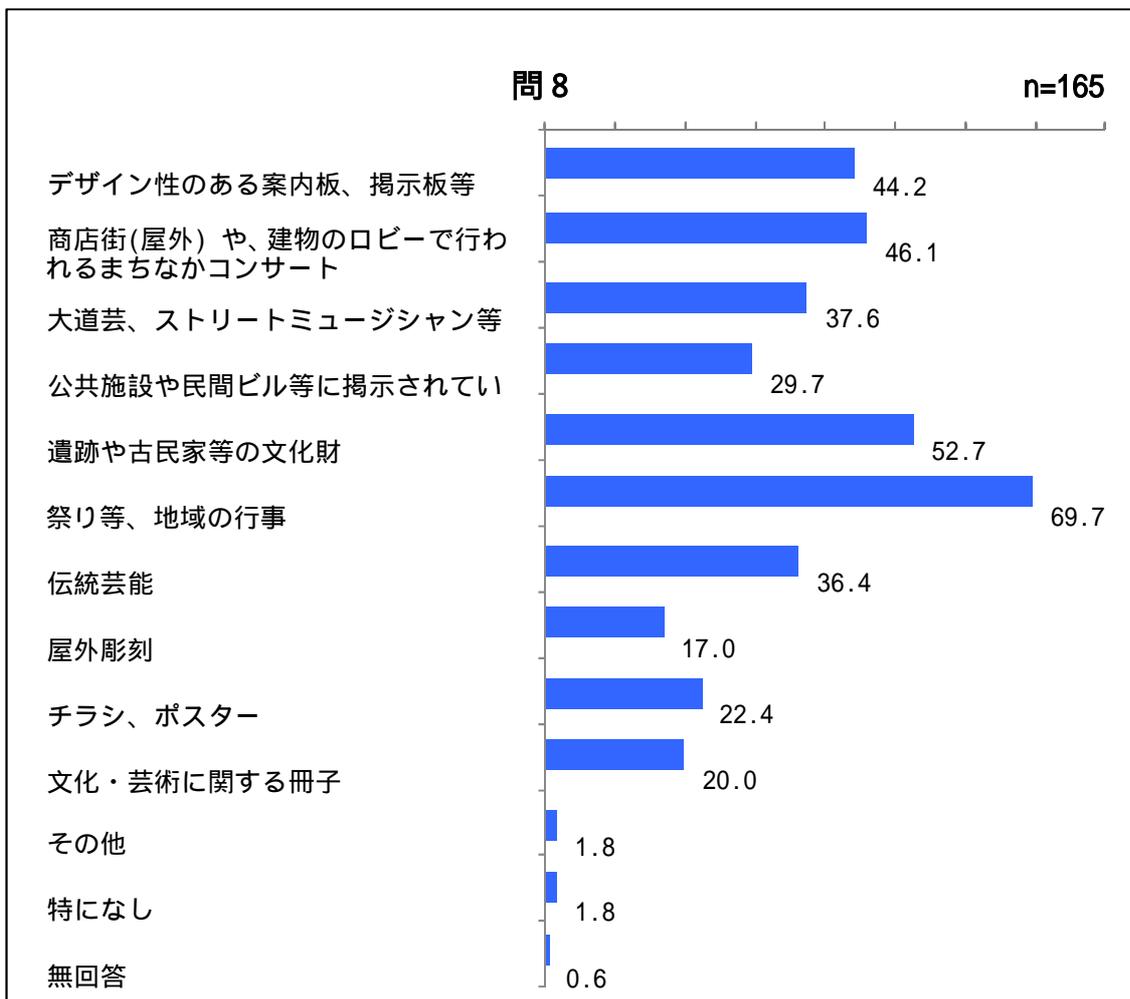
問7 問6の事業のうち、継続して実施していくべきと思う事業はどれですか。

(は該当するもの全て)



問 8 日常において、文化・芸術を身近に感じるものはどれですか。

(は該当するもの全て)



6 文化芸術基本法

発令 ；平成 13 年 12 月 7 日号外法律第 148 号

最終改正：平成 29 年 6 月 23 日号外法律第 73 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の

意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振

興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化

芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（文部科学省設置法の一部改正）

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条(第五号に係る部分に限る。)の規定は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成二十九年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（文部科学省設置法等の一部改正）

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

- 一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号
- 二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項
- 三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項
- 四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条
- 五 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第一条

7 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

平成 18 年 3 月 14 日

条例第 18 号

文化及び芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の心に潤い、ゆとり等をもたらす、豊かな人間性をはぐくみ、人々の生活の質を向上させる力を持っている。文化及び芸術に親しむことは、人の悲しみ及び痛みを想像する力を培い、人を慈しむ心を芽生えさせ、ひいては、世界中の人々が共に平和に暮らす社会の実現につながっている。さらに、近年、地域との関わりが希薄になりがちな子どもたちは、文化及び芸術に触れることにより、表現する力を身に付け、社会性を高めることが期待され、また、福祉及び医療の分野において、文化及び芸術は、いやし及び生きがいとなるとともに、治療に役立てられている。そこで、経済的な豊かさの中にあって、こうした文化及び芸術の持つ力又は果たす役割を改めて見つめ直し、行政の基本的施策として位置付け、その振興を図ることが、今求められている。

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化及び芸術に携わる人々は、その魅力にひかれて移り住むようになった。そのような歴史は、今日に受け継がれ、区内各地域における活発な演劇活動、多くの文化及び芸術に関する自主的かつ積極的な活動、文化施設を支えるボランティア活動等に見られるように、多くの区民は、文化及び芸術に関する活動に親しみ、文化及び芸術に高い関心を持っている。また、世田谷は、文化及び芸術の様々な分野において第一人者と目される人々による活動も活発に行われており、まさに日本の文化及び芸術をけん引しているといっても過言ではない。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって、文化及び芸術が身近に感じられる環境にある。

これらのものは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の魅力を支える大きな要素でもある。区は、これらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化及び芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化及び芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、重要な使命であると考えます。

ここに、文化及び芸術の振興についての基本理念を明らかにし、区、区民、民間団体等の協働による文化及び芸術の振興に関する施策により、心に潤い、ゆとり等を感じることができる区民生活及び地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、区の文化及び芸術の振興に関する基本理念を定め、区の責務について明らかにするとともに、文化及び芸術の振興に関する施策(以下「振興施策」という。)を推進することにより、区民一人ひとりが生き生きと暮らし、誇りを持って住むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化及び芸術の振興に関する基本理念は、次のとおりとする。

(1) 文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。

(2) 文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。

(3) 文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

(区の責務)

第3条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、文化及び芸術の振興を図るための計画を策定し、及び振興施策を推進するものとする。

2 区は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、区が行う施策について、文化及び芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(文化及び芸術に触れることができる機会の充実)

第4条 区は、区民が身近な場所で文化及び芸術に触れることができる機会の充実を図るため、事業を実施し、及び環境の整備を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第5条 区は、文化及び芸術に関する区民の自主的な活動に対し、その場所及び機会の提供、助成その他の必要な支援を行うものとする。

(文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者に対する支援等)

第6条 区は、文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者の発掘、育成、確保及び登用に努め、これらのものに対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、区民と文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者との交流の促進を図るため、その場所及び機会の提供に努めるものとする。

(地域文化及び伝統文化の保存、継承及び発展)

第7条 区は、将来にわたって地域文化及び伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を推進するものとする。

(国際交流の推進)

第8条 区は、区民と外国の諸都市の市民との相互理解及び親善を図るため、文化及び芸術に関する活動を通じた国際交流を推進するものとする。

(高齢者、障害者等の文化及び芸術に関する環境の整備)

第9条 区は、高齢者、障害者等が文化及び芸術に親しみ、又は文化及び芸術に関する活動を

活発に行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(青少年の文化及び芸術に関する活動の充実)

第 10 条 区は、青少年の豊かな人間性の形成に資するため、青少年が文化及び芸術に触れ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(学校教育における文化及び芸術に関する活動の充実)

第 11 条 区は、学校教育において、児童及び生徒が文化及び芸術に触れることができる機会を設け、並びに児童及び生徒が文化及び芸術に関する活動に積極的に取り組むことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(情報の提供)

第 12 条 区は、文化及び芸術に関する情報の収集に努めるとともに、区民が多様な媒体を通じてこれらを利用することができるよう情報の提供を行うものとする。

(顕彰)

第 13 条 区は、区の文化及び芸術の振興に大きく寄与したものと並びに文化及び芸術に関する活動において著しい功績のあったものを顕彰することができる。

(文化及び芸術の振興に関する委員会の設置)

第 14 条 文化及び芸術の振興に関し、助言を受け、及び意見を聴き、並びにこれを振興施策に反映させるため、文化及び芸術の振興に関する委員会を設置する。

2 前項に規定する委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。